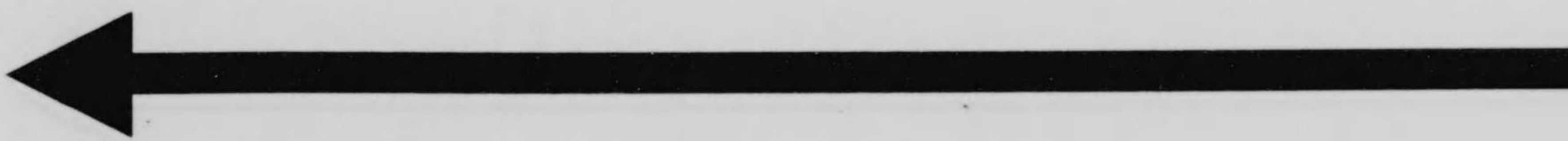


362  
179



始





法學博士小川郷太郎著

社會問題と財政

帝國地方行政學會發行



362-179



社會問題と財政

法學博士小川郷太郎著

帝國地方行政學會發行

大正  
9. 3. 12  
内交



## 自序

社會問題は目下我國に於ける重大問題である、之を解決せんとせば、一方に於て貧者の利益を擁護すると同時に他方に於て富の集積を緩和制限せねばならぬ、約言すれば社會政策を行ふといふことに歸着する、所が社會政策は財政を待て初て實行することが出来る、のみならず、財政を手段としても亦之を實行することが出来る、財政を手段とする所の社會政策は財政的社會政策と名づくべきである、余は本書に於て財政的社會政策を論究し、財政が他の社會政策の條件であることを明にし、併せて我國の財政が如何に社會政策の要求に戻て居るかを反證せ



んとするのである。

思ふに社會問題が喧しくなるに従て、社會主義が宣傳せられ、無政府主義が鼓吹せられ、延て革命思想の横溢となるは、自然の勢であつて、我國の現状は正しく之を證して居る、本書論ずるが如く財政的社會政策を斷行し兼て他の社會政策を行ふに資せば、庶幾くは革命を豫防し社稷を泰山の安きに置くことが出來やうと思ふ。敢て本書を公にし、世の憂國者に問はんとする所以である。

大正九年二月二十六日衆議院解散せられたる夕

著者識

例言

●本書は余が經濟論叢其他の雜誌等に發表した論文を集めたものである、故に論文集と名づけてもよい。

●論文集とはいふものゝ、社會問題、社會政策に關聯したる論文のみを取て之を系統的に配列した、故に不完全ながらも一の著書の形とした積りである。

●第一編第一章「社會問題の解決と財政」は、此論文集を編むに際し新に稿を起したものである、社會問題の解決は社會主義に依るべきでなく、社會政策に依らねばならぬ所以を明にし、社會政策は財政を待て初て實行せらるゝのみならず、財政を手段としても亦之を實行するこゝとが出來る所以を説いた、是れ本書全編の趣旨を約言したものに外ならぬ、そこで此章の名を取て本書に名づけたのである。



●第四十二議會には所得税法改正案酒税法改正案提出せられたが、此書を印刷に附するの初に當りては未だ其法文を見ること出來ず只豫算内示會に於て其輪廓のみを知り得たから其程度に於て第一編第四章第三「我國の租税と社會政策」竝に第三編第二章「社會政策より觀たる我國の税制」中に之を引用して論じた、第三編第六章「所得税論」に至ては是等税法案が衆議院特別委員會に於て修正せられたるもの迄をも參照し批評した。是れ此論文は二月十日税法案が衆議院を通過したる後に印刷に付せられた爲めに外ならぬ。

●本書の論文中には、口語體があり、文語體があり、文體を一にせない。異りたる時にものした論文を集めた自然の結果で、之を改めなかつた、讀者之を諒せよ。

目次

第一編 總論

第一章 社會問題の解決と財政……………一〇

  第一 社會問題……………一

  第二 社會問題解決方法としての社會主義……………五

  第三 社會問題解決方法としての社會政策……………一七

  第四 社會政策と財政……………二四〇

第二章 戦後財政の社會化……………三五

第三章 社會政策と財政……………五八

  第一 經費と社會政策……………六二

  第二 官業と社會政策……………七〇

  第三 租税と社會政策……………七四



目次	二
第四 公債と社會政策	七七
一 公債と富の分配	七七
二 公債の民衆化	八八
第四章 社會政策より觀たる我國の財政	九二
第一 我國の經費と社會政策	九三
一 社會政策的立法の經費	九三
二 備人の待遇	九五
三 官吏の待遇	一〇一
四 官吏雇員備人の生活不安定	一一〇
第二 我國の官業と社會政策	一一五
第三 我國の租税と社會政策	一二五
第四 我國の公債と社會政策	一三八
第五 結論	一四六

## 第二編 官業の社會化

第一章 獨占事業官營論	一
第一 自由競争と獨占	一
第二 獨占事業の種類	四
第三 獨占價格	一二
第四 獨占到對する政策	二八
第五 獨占事業と財政	三六
第二章 官業整理論を駁す	四〇
第一 官業に關する根本思想の變遷	四三
第二 官業の限界	四九
第三 官業收入の財政上の地位	六〇
第四 結論	六六
目次	三



第三章 專賣擴張論……………七〇

第一 戰後財政に於ける租税と專賣……………七〇

第二 專賣の本質……………七五

第三 專賣の範圍竝に其擴張……………八七

### 第三編 租税の社會化

第一章 社會的租税政策の根本理論……………一

    1 第一 社會政策の手段としての租税……………一

    2 第二 租税の財政的目的と社會政策的目的……………六

    3 第三 社會政策的租税に對する反對說竝に駁論……………一二

    4 第四 社會政策的課税方法と應分擔税の原則に依る課税方法……………三二

第二章 社會政策より觀たる我國の税制……………四一

第一 緒言……………四一

第二 社會政策より觀たる我消費税……………四五

第三 社會政策より觀たる我直接税……………五九

    一 社會政策的新税……………五九

    二 所得税と相續税との竝立……………六二

    三 所得税と収益税との竝立……………八二

    四 結論……………九五

第三章 國防充實の爲にする増税と税制整理……………九八

    第一 國防充實の計畫と其經費……………九八

    第二 増税案と議會の修正……………一〇五

    第三 國防充實費の財源選擇……………一一二

    第四 税制整理と増減税……………一二二

    第五 結論……………一三〇



第四章 戦時利得税論……………一三二

第一 緒言……………一三二

第二 戦時利得税の本質……………一三七

一 戦時利得税の意義……………一三七

二 戦時利得税の根拠……………一四一

三 戦時利得税と社会政策……………一四七

第三 戦時利得税の課徴形式……………一五二

一 所得税としての戦時利得税……………一五四

二 財産税としての戦時利得税……………一六〇

三 流通税としての戦時利得税……………一六四

第四 戦時利得税の税率……………一六七

第五 結論……………一七四

第五章 我戦時利得税を論ず……………一七七

第一 緒言……………一七七

第二 戦時利得税の本質……………一八〇

第三 納税義務者……………一九一

第四 戦時利得の算定並に其課税範囲……………一九六

一 法人利得の算定……………二〇三

二 個人利得の算定……………二一三

第五 免税點……………二一八

第六 税率……………二二一

第七 戦時利得税法の施行期間……………二二六

第八 結論……………二三二

第六章 所得税論……………二三四

第一 所得税の性質……………二三六

第二 所得税の税制上に於ける地位……………二四一



第三 所得税の主観性並に社會政策的色彩……………二五〇

一 最低生活費免除……………二五一

二 小所得輕課……………二五六

三 累進稅率……………二六七

四 勤勞所得輕課……………二八八

第四 所得税の普遍性並に社會政策的色彩……………二九四

一 綜合課稅と源泉課稅……………二九六

二 法人所得稅と個人所得稅……………三一八

第五 結論……………三二九

# 社會問題と財政

法學博士 小川 郷 太 郎 著

## 第一編 總論

### 第一章 社會問題の解決と財政

#### 第一 社會問題

前後五ヶ年に互つた世界戰が漸く熄むと、それと入り替つて、社會戰が土を捲て重て來た、社會戰は歐米にては戰前に於て既に戰はれて居つたものであるが、戰後に於ては更に甚しくなつたやうである、我國に於ても從來社會戰とも名くべきものはなかつたやうであるが、今日に至ては慥に之を見るやうになつた。



社會戰は言ふ迄もなく社會階級の戦である、社會階級とは貧富兩階級の義である、更に換言すれば、資本家と労働者との兩階級を指すのである、何故に是等社會階級の間には戦争が起るかといふに、その一の原因は、富の分配が甚しく不平等であるといふ事實である詳言すれば富者は巨額の富を擁し座して愈々富むに反し貧者は粒々辛苦するも益々貧しくなるといふ事である、而して世界戦は非常に此勢を強めた、そは我國に於ても之を證明することが出来る、戦争以來如何に多くの成金が出来たかを見よ、如何に多くの會社が每期七八割の配當をなしたかを見よ、如何に多くの會社の重役が每期數十萬圓の賞與金を得たかを見よ、何れも富が少數者の間に集りつゝあるを證せないものはない。之に反して智識階級や労働者階級の中には衣食に窮し肉體の維持發達を計ることが出来ない者が段々多くなつて來た、此の如く貧富の懸隔甚しくなると、現代の社會制度を疑はざるを得なくなるのである、貧者労働者も其地位を自覺し心平なる能はず、自ら進んで其運命を改

めて行かうとするに至る、そこで労働者の間に自然に團結も出来、或は勞賃引上げの要求となり、或は労働時間短縮の要求となり、或は經營參加の要求となり、同盟罷業となり、同盟怠業となり、社會上の不安、人心動搖の徴相踵て起て來た、是に於て我國に於ても社會問題は現實の問題となつて來たのである。

## 二

社會問題が現實の問題となるに従て、吾々は之を解決することに腐心せねばならぬ、社會問題を解決せんとせば、社會問題の由て來つた原因に溯りて見ねばならぬ、社會問題の原因は、前にも述べしが如く貧富懸絶の事實である、處が貧富懸絶は如何にして出来たかといふに、そは自由競争、所有權の上に築かれた資本主義の作用に外ならぬ、蓋し今日の經濟社會は所謂資本家の統御する經濟社會である、如何なる企業を營まうか、如何なる範圍に於て企業を營まうか、そは皆資本家



の考へ次第である、資本家は生産に必要な土地や資本を所有して居るが、其一たび企業を營まんと決心するや、其所有する土地や資本を按配し、更に労働者を雇て来る、併し都合が悪くなれば労働者を解備する、労働者を使ふも使はぬも資本家の考へ次第である、労働者を使ふとすると、所謂労働契約を結ぶのである、一體労働契約は自由であるべきであるが、實際に於て資本家は強く労働者は弱いから、労働契約は資本家の意の儘に決する、そこで資本家は此労働契約に依り労働者に對して形ち計りの勞賃を與へる、生産の結果から此勞賃を差し引いた残りは資本家が悉く自己の所有とするのである、是に於て労働者は富むこと出来ないのに反し、資本家は大に富て行くのである。此の如く資本主義が發達して貧富懸絶は愈々甚しくなつて来るのである、そこで此資本主義を根柢から打ち壊はさんとする考が起て来る。社會主義は即ちそれである。

## 第二 社會問題解決方法としての社會主義

資本主義を根柢から打ち壊はさんとする考は社會主義であるとするれば、社會問題の解決を考究するの順序として社會主義に觸れないで進むこと出来ない、併し乍ら社會主義を論評することは、此論文の趣旨でない、余輩は茲に唯社會主義が資本主義の根柢をなす制度を如何に變して行かうとするかを見て批評したいと思ふ。

資本主義の根柢をなすものは所有權と契約自由の制度である資本主義を根柢より破壊せんとせば所有權並に自由契約の制度を打破せねばならぬ、そこで社會主義者は所有權の廢止を説くのである、所有權の廢止といふも、尙精確にいへば生産手段の共有である、生産手段とは土地と資本とを指すのである、所有權が全廢せらるれば勿論であるが、



土地と資本とが社會の共有に歸しても所謂資本家なるものは無くならねばならぬ、土地資本が社會の共有に歸すると、生産も亦社會の營む所とならねばならぬ、如何なる生産事業を起し如何なる範圍に於て生産事業を營むかは社會の決する所となる、從て其生産の結果も自由契約に依て處分せられるのでなく、勞働に就くのも自由契約に依て定まるのでない事になる、此くして自由契約制度も打破せられるであらう。

社會主義は此の如く生産手段の共有を説くも、其所謂生産手段や資本が具體的何を指すかを明にして居ない、現代の經濟組織の下に於ては此問題は學者の争に任かして置いてよいが、社會主義の社會では共有と私有とが岐れるのであるから是非之を明にせねばならぬ、今資本に就て見るに、之を生産に役立つものと定義すれば生産に役立つと同時に消費に充てらるべき財を如何に見るかといふ問題を決せねばならぬ、若し消費の爲めにする財は生産手段でないから社會の共有に移すを要

せぬとならば贅澤なる住宅も、山なす米麥も、皆個人所有權として残らう、從て社會の多數は米麥なくして飢餓に迫れるに拘らず、米麥を擁して知らぬ顔をする者も出來て來やう、此の如くんば理想郷たるべき社會主義の社會も資本主義の現在社會と異なることなき奇現象を呈するであらう、思ふに社會主義は是等の弊を除かうとするのであるから、結局殆ど所有權を廢し個人には社會より、あてがひ祿のやうに、必需品を配分することにならう。社會主義者が實行上の詳細なる手續を示さぬ以上、余輩は茲に之を想像して論評するの必要を認めぬ。唯私所有權を廢止したる結果如何に就ては十分に考究して見ねばならぬ。

## 二

思ふに所有權を廢止せば共產主義の社會に這入るのである、一體、共產主義なるものは原始的時代に存したものである、原始的時代に於ては人少く物多く、人は天然に存する物を取て尙優に生活することが出



來たのであつた、故に共產主義は實行せらるゝに困難でなかつた、然るに經濟の進歩は共產主義たるを許さずして、個人所有權を認めざるを得ざるに至らしめたのである。そこで茲に所有權の成立發達に就て考へて見ねばならぬ、之を歴史に徴するに、所有權は先づ、道具、竝に、家畜に於て成立した、蓋し是等の動産は人の日常生活に必要な物である、若し各人が之を自己の有とし其果實を自己に收むることを得なければ何人も之が維持保存に努むるものがないやうにならう。そこで經濟上の必要は之に所有權を認めざるを得なかつたのである。其時代に於ては土地は尙共有で残つて居つて、各人は共同耕作をなして居つた、所が人口増して收穫を増すの必要が起つて來た、收穫を増すには共同耕作を行かなくなり、各人が別々に受持の土地を耕作するやうになつた、其後人口益々増加して收穫を増すの必要益々進み、各人は土地の上に改良を加へねばならぬやうになつて來たが、自分の改良した土地が鹽

て人の手に渡るやうでは何人も土地の改良を施さないから、終に是等の土地に所有權を認むるやうになつた、耕地に所有權が發生せしも、其近隣にあつた牧地森林は共有地として残つて居つたが、人口増加の結果牧畜をも盛にせねばならなくなつて、多くの家畜を牧地に放つやうになつた、所で各人は牧地の地力を養ふことに苦心せずして之を用ふることに計り考へたから地力が衰へて來た、そこで牧地の地力を養へ多くの収益を期するの必要上、牧地の分割が行はれ、そこに牧地の所有權が出來た、森林地も亦牧地と同様に初は殆ど共有地であつたが、人口の増加木材の減少に伴ひて所有權が認めらるゝに至つた。

之を要するに文化の進歩は生産手段を集約的に用ゆることに依て之を期することが出来る、生産手段を集約的に用ひんとせば其物に對する私所有權を認めねばならぬ、蓋し所有權を認むるに依て初て人をして生産を多くすることに利害を感ぜしむるからである、而して其私所



有權の認めらるゝ範圍並に程度は經濟發達の階段が必要とする度合に依て定まるのである、換言すれば國民經濟の發達の階段に應じて私所有權が認めらるゝと謂ふべきである。

所で社會主義者は一朝にして此所有權を廢せんとするのである、發達の大勢に逆行するものであると謂はねばならぬ。思ふに人口が増加し生産を増加する必要起り爲めに生産手段を集約的に用ひねばならぬやうになることは社會主義の實行せらるゝ社會に於ても同様に起るであらうが、所有權を認めて人の利益心に訴ふることに出來ないと、其目的を達し得られぬことになるかと思ふ、若し其目的を達するとせば、人が皆自己の利害干係を有せざる仕事に渾身の力を注いで働くやうになつた後でなければならぬ、換言すれば人間の改造が行はれた後でなければならぬ。

## 三

次に社會主義の社會に於ては各人が銘々勝手に生産に従ふ譯に行かぬ、社會が生産をなすのであるから、中央に於て采配を振ふものがなく、いはならぬ、即ち中央部は社會の全體の人に對して、労働を割り當て労働を指揮せねばならぬ、農業に就ていへば、種蒔きから、田植も草取りも稻刈りも皆指圖を待て労働することとなる、そこで労働者は自由を失ふことにならう、加之人間の改造が出來ない限り人は苦勞多き労働を避けて、氣樂な労働に就かうとするに相違ない、夜間の汽車を走らす運轉手の如き喜て之に従ふ者があるまい、併し乍ら夜間の汽車を走らす要ある以上何人かをして之に當らしめねばならぬ、そこで自然の結果として労働を強制するといふ事が出て来る、故に社會主義の社會は非常に壓制をなす社會であると謂はねばならぬ。

今、人の自由を得たる歴史に就て之を見るに、其初に於ては人は奴隸として使はれた、その次に半奴隸として用ひられ、最後に自由の勞



働者となつた譯である、奴隸は獸畜と同一様に視られ人として取扱はれなかつた、半奴隸は半分人格を認められたけれど、其勞働の條件は總て慣習に依て定められて居つた。自由勞働者に至て全く人格を認められ自由意思で取り結べる勞働契約に従て勞働するに至つたのである、然るに此の如き發達を促したものは矢張り經濟の進歩である、經濟の進歩は生産の目的の爲めに勞働の能率を大ならしむるに依て期せらるるものであるが勞働の能率を大ならしめんとせば勞働者をして生産物に對し利害關係を感じしめねばならぬ、勞働者をして生産物に對し利害關係を感じしむるには勞働者に自由を與へねばならぬ、而して其自由を得る程度は國民經濟發達の程度に依て定まるものである、是に依て之を觀れば、人の自由なるものは其當時の經濟事情に依り其必要の程度に於て之を得たるものと謂はねばならぬ。

處が社會主義者は一朝に此自由を捨てやうとするのである。歴史あ

りて數千年、人は皆壓制を免れ、自由を得んが爲めに奮闘して來たのである、然るに今自ら好て極端なる壓制政治の社會に入らんとするは人文發達の大勢に逆行するものと謂はねばならぬ。

以上論ずる所に依て之を觀れば社會主義が理想通り圓滿に行はる、社會は、數千年來の歴史に見たやうな人間てなく全く改造せられたる人間の社會でなければならぬ、人間の改造が行はれずして、社會主義が實現せらるゝとせば、その社會では、生産は減し、國富は衰へ、人の自由は奪はれ、人文の發達得て期すべからざるものとならう。

## 四

社會主義が、世界を通じて行はるゝならば、人類全體の退歩を見るだけて濟むであらうが、然らずして只一部の國家民族の間に行はるゝとせば、終に其國家民族の衰亡を來さねば已むまい、蓋し其社會主義の行はるゝ國家に於ては、個人間の貧富懸隔は無くなるであらうが、前



述べたる理由に依り生産の總量が減し従てその社會全體として富が少くなるのである、而して世界に位する何れの國も自然の條件を同じくせないから有無相通ずるの必要が起るべく社會主義の國家も社會主義ならざる國家と經濟交通をなさねばならぬこと今日の國際間に於けると異なるべきでない、さうすると社會主義の國家は生産が少いから勢ひ輸入超過を常例とするやうになり、國際貸借に於て長へに社會主義ならざる國家に負債をなすの結果となり、外國の金權に跪き、更に外國の兵權に屈するの已むなきに至り、國家も民族も共に頭を擡ぐることも出來ず、事に依れば滅亡を見るに至るかも知れない。事茲に至れば、社會主義の國家は人間の自存性に反し民族の自存性を裏切ること顯著するのである、然り而して世界を通じて社會主義の行はれ難いこと火を見るよりも明である。露國のヴォルシエヰズムは社會主義より轉化し來りしものなるが故に、之を社會主義の行はれて居る國家と見

て差支なからう、其主義は或は埃地利や匈牙利や獨逸を靡かすことが出来るかも知れないが、英吉利や合衆國を同化すること出來まい、現に合衆國の如き民本主義の標本の國といはれて居るに拘らず其實資本主義が最も力を有して居る、社會主義やボルシエヰズムの行はる余地が無い様である、此の如く社會主義が世界共通に行はれぬとすれば、之を行ふ國が最も馬鹿を見ることとならう、

## 五

社會主義は資本主義を打破するが爲めに階級戰に訴へて革命を惹き起さうとして居る、社會主義は革命なくして實行し得べからざるものなること社會主義者の自ら公言する所に依て明である、併し乍ら革命は必ずしも人類に幸福なるものでない、古來幾多の革命は遂げられただけれども、革命の目的の達せられたことは殆どない、革命の名は美を極め善を盡して居るけれども、其結果は血を流し財を失ふに過ぎないで、



人生の錯誤之に及ぶものはない。自由平等博愛を絶叫して王を斬頭臺に上ぼせて得々たりし佛國民は終に奈翁一世帝の前に跪き壓制主義を謳歌し、侵略主義に隨喜の涙を灑ぐ忠君者になつたてはないが、革命の人を欺く何ぞ甚しきやと評せざるを得ない、併し乍ら革命の歸趣は概ね此の如きものである、それであるから吾々は社會主義が革命の喇叭を奏しつゝあるを聞いて、今の人が亦革命の爲めに欺かれ誤らるゝのではないかを憂へざるを得ないのである。

之を要するに社會主義は其理想の社會を形らんとして今の人に革命を教へて居るものであるけれども、革命は所期の結果を得べきものではない、又假令社會主義の社會が打ち樹てられたとしても、人の自由の破滅となり、生産の減退となり、國富の萎靡となり、國際負債の増大となり、内は人心離反し、外は異民族の脅す所となつて、其國家民族の自滅を招くに至るであらう、是が故に社會主義に依て現代の社會問題

を解決すること出来ないと結論せねばならぬ。

### 第三 社會問題解決方法として社會政策

社會主義に依て社會問題を解決すべきでないことは前に論じた通りである、そこで社會問題の解決は現代の國家をして之に當らしめねばならぬ。従て現代國家に於て社會制度經濟組織の基礎となつて居る所有權の制度並に自由契約の制度は原則として之を認めねばならぬ、仍て余輩は其之を原則として認めねばならぬ理由を述べやう。

元來所有權の制度は社會的の制度である、決して或る個人の爲めに作られたものでもなく、或る階級の爲めに作られたものでもない、社會全體の爲めに社會全體の作つた制度である、社會主義者が、資本家の爲めに、資本家階級の爲めに之を作れるが如く見て、労働者の爲めに



勞働者階級の爲めに之を廢せんとするは誤て居る、既に社會的制度である以上は、それが社會上に及ぼす效果如何を見て其存廢を議すべきである。

所有權の效果は三方面に存じて居る、經濟的方面、文化的方面、國家的方面即ちそれである。

所有權の經濟的效果とは、それが國富を増し經濟を發展せしむことである、所有權は悉く所有者の勞働の結果といふことは出來ぬとしても、勞働する者に權利を認むることを前提とす、勞働の結果が其人の物に歸することとすればこそ人は多くの勞働を注ぎ込みて所謂集約的に土地をも耕し其他の事業をも經營するのである、經營が集約的になりて生産が多くなり、國富が増し、經濟が發展するのである、前に述べた所有權の起源發達は恰も之を證明するのである、夫の社會主義者は強制的社會生産を夢みて居るけれども強制に依る生産は終に人の性情

より自然に努力するやうな方法に依る生産に及ぶものでない。

所有權の文化的效果といふは、それが文化の進歩を來すことである、所有權は富の分配の不平等を來たすものであるけれども、人の賢愚強弱に基いて生じた富の不平等は不合理的ではない、相當の程度に於ける富の不平等は却て文化の進歩を資けるものである、即ち比較的富める人は比較的自由の時を得て文化的事業に没頭することが出来るからである、社會主義者或は所有權の過去に於ける文化的効果を認め、將來は然らずといふものがある、其意に曰く、文明の進化は天才に待つと、併し乍ら、天才の大事業をなすには背景がなくてはならぬ、背景とは其事業を了解し之を要求する上流社會の存在といふ事である、換言すれば美術でも文學でも學藝でも、之を翫味し之を獎勵する階級がなければならぬといふことである、加之社會主義の理想とする社會は平等の社會である、所が總てのものが平等であれば何の運動も起らぬ、運



動は不平等に依て生ずるものである、運動ありて初て進歩があるのである、されば文化の發達は不平等より來ると謂ふことが出来る、所有權は此不平等を生む母であつて、同時に文化の進歩を促す動機である。

所有權の國家的效果とは、それが歴史的因襲を維持するといふ事である、蓋し所有權を延長すれば相續權が出て來る、個人が死しても尙存續する財産があればこそ家なる社會制度も出て來る、一時代の人は死しても尙存續する財産あればこそ、民族の歴史は連續して絶へないのである、されば所有權は相續權と共に過去の文化を現在に傳へ、現在の文化を將來に傳ふるものと謂ふことが出来る、社會主義者は或は所有權の此國家的效果に關して之を認むるも、此效果あるが故に社會は人の意の儘に回轉せまいとして之を批難するのである、然れども所有權の廢止を絶叫する社會主義者も其達せんとする目的は全人類の進歩といふ事にあらねばならぬ、所で、歴史に頓著せず突然と轉回運動を

なして急に目的を達せんとする企は古往今來皆失敗に歸して居る、蓋し國家社會の發達も自然界の發達と同様に、急突なる變化に堪へないものである、然るに過去の文化を繼承し、更に其不可なるものを改め徐々として間斷なく進んで行く國民は、最も確實に終局の目的に達することが出来るのである、要するに所有權の國家的效果を厭て革命に出つるも人類の進歩といふ目的に達すること出来ぬ、却て所有權の國家的效果を認め之に立脚して漸を追進めは人類の進歩といふ目的に達することが出来るのである、

以上論ずる所を以て之を見れば、所有權の制度は經濟の進歩を來し、文化の進歩を來し、更に過去の文化を現在竝に將來に傳ふるものと謂はねばならぬ、而して此經濟の進歩文化の進歩文化の維持に依て利益を受くる者は常に富者階級のもののみに止まらぬ、貧者階級も亦さうである、果して然らば所有權制度は原則として之を認めねばならぬ。



所有權制度は原則として之を認めねばならぬことは前述する通りであるが、所有權を認める以上は富の分配の不平等を生ずることを許さねばならぬ、余輩は素より富の分配の絶對の平等を以て理想的であると信ずるものでない、前にも述べた如く、文化の進歩は不平等より来る平等であれば從て進歩も起らぬのである、加之人は生れながらにして平等でない、身體の強いのがあり弱いのがあり、智慧の優れたるがあり、劣れるがあるのである、然るに之を經濟上全く平等に取扱ひ、富の分配をも同じやうにするは正義に適へるものでない、是が故に余輩は世に富者あるを呪ふべきでなく、貧者あるも已むを得ざるものにあきらむるより仕方ない。

併し乍ら貧富懸隔が甚しくなり、富者は大に富んで贅澤生活に耽り貧者は非常に貧乏して、以て口を糊すること出来ないやうになると、

社會は不安の氣に満たされて来る、そこに社會問題も表はれて来るのである、此の如き現象を見るに至らば、國家は固より自由放任主義て之を冷眼視すること出来ぬ、國家の力を以て之が解決をなさねばならぬ是に於て社會政策が起る。社會政策は根本義として貧富懸隔を調和せんとするものである即ち富の集中を制限すると同時に貧者の生活を安定せしめんとするのである畢竟資本主義を制限する事になる而して一方に於て所有權の制限であり他方に於ては契約自由の制限である。

所有權の制限自由契約の制限は茲に形式上から觀察したものであるが、實質上から觀察すれば、一方に於ては富の集中の緩和であり、他方に於ては貧者の利益の擁護である、而して所有權の制限は主として富の集中を緩和するの効果を生じ、契約自由の制限は主として貧者の利益を擁護するの結果を生ずるものである。世に普通社會政策として論議せらるるものは、多く後者であるけれども、前者も亦同一精神に基



けるもので、之を除て考ふべきでない、余は便宜の爲に茲に後の社會政策を普通の社會政策といひ、前の社會政策を財政的社會政策と名けたい、財政的社會政策といふは財政組織に變更を加ふるに至るからである。併し普通の社會政策も財政と没交渉たるものでない、聽ては財政の問題となるのであることを忘れてはならぬ。

#### 第四 社會政策と財政

先づ普通の社會政策より考察する事とする、普通の社會政策は労働者の利益を擁護する事である、多くは契約自由を制限するといふ形式を採るものである。

契約自由は現代社會に於て原則として認めらるゝものであるけれども、資本家と労働者と相對立するときは労働者が弱者であるから契約は實際上資本家の利益の爲めに結ばるゝが例となる、そこで國家が勞

働者の利益を擁護せんとせば、勢ひ契約自由を制限せねばならぬ、國家は此見地に立て種々の法律を制すべきである。

思ふに労働者が労働に就くに當て資本家と結ぶべき労働契約は労働條件を定むるものなるが、労働條件中最も重なるものは、勞賃と労働時間である、勞賃に就ていへば、自由契約に任ずるときは動もすれば少きに失する事となる、勞賃少ければ労働者は生活を維持すること出来ない、是れ貧乏の源因である、そこで労働者の爲めに最低勞賃を定むる必要が起る、最低勞賃は労働者の最低生活費を辨ずる以上のものではない、此の如き最低勞賃を定むるものは最低勞賃法である。労働時間に就ていへば、自由契約に任ずるときは長きに失する處あるから相當の時間迄に短縮することが必要である、労働時間が短縮せられると、労働者は常に健康を維持することが出来るのみならず、精神的修養をも



爲す暇が出来て、初て人間らしい生活をなし得るに至るのである、之と同じ趣旨に依りて労働者殊に婦人の夜間労働を禁じ、少年労働にも一定の制限を加へ、労働の場所即ち工場に關しても労働者の健康を保持するに必要な相當の設備は之を設けしめねばならぬ、是等労働者保護の事項を定むるものは、工場法であり労働者保護法である。

此の如き法律が定められて運用宜きを得れば、労働者の生活は保障せらるゝ筈であるが併しそは労働者が労働に就いたる場合に於て爾かいふ事が出来るのみである、労働者は労働に就かんとして労働の機会を失ふことがあり、又は病氣に罹つたり怪我をしたり老衰をしたりして労働すること出来なくなることがある労働者は平素十分の富を貯へ得ると限らないからさうなると生活に窮せざるを得なくなる是に於て國家は前の場合即ち失業に對しては或は労働紹介を爲し或は其經營せる官業に之を收容して以て之に職を與へ或は失業保険に依て救濟せね

ばならぬ後の場合即ち労働の不能に對しては或は國家が之を救助し或は年金に依り或は保険に依て労働者の窮地に陥るを豫防せねばならぬ、然るに労働保険に就ては之を自由に放任するときは労働者は保険契約を取結ぶまいし、保険業者も労働者を相手にせないてあらうから、國家は労働者の爲めに強制労働保険を設けねばならぬ、是等は労働保険法に依て定まるべきものである。

貧者にして労働に就くことを欲する者は以上の方法に依り十分に其生活を保障することが出来るが、世には此外労働を欲せざる者がある、労働を欲せざる者は生活に窮する餘り犯罪を常習とする様になる、不良少年の如きは即ちそれである。國家は此等の少年をば感化院に收容して感化せねばならぬ。

總ての人をして安らかに生活せしめんとせば、遊惰の民なからしむると同時に働いて十分の効果を擧ぐるの素養をなさしめねばならぬ、即



ち將來世に働くべき幼年者を教育せねばならぬ、然るに自由に放任せば、労働者は必ずしも其子弟を教育せない、そこで總ての幼年者を義務的に教育する必要が起て来る、是れ一には國家を盛にする方法である、雖ども一には労働者の生活を安定せしむる根本策とも見ることが出来る。

此の如く労働し得る者に労働せしめ、労働し得ざる者を教育し救済し、労働を欲せざる者を感化して行けば、天下の人皆生活を保障せられ更に向上的精神を養ひ又實際に向上發展の機會をも得る事となるが故に現代社會に於ける缺陷は之を補ふ事が出来、貧者たる者も現代社會に對して抱ける不平を緩め、敢て革命を欲せざるに至るであらう。

以上は國家の行ふ社會政策の輪廓を示したるに過ぎないが愈々之を實現する事になると勢ひ財政の問題とならざるを得ない工場法を行はんとせば、工場監督官を置かねばならぬが、經濟の進むに従ひ工場も

多くなり行くが故に、之を監督する監督官も非常に數多くあらねばならぬ、失職者の爲めにする労働紹介所も工場が増し職工の多くなるに従て多くを設けねばならぬ、皆共に巨額の經費を要するものである。若し夫れ保險に至ては、常に官廳の爲めに國家が經費を支出せねばならぬのみならず、所謂保險掛金も労働者より徴するもの、外國家は資本家と共に之を分擔せねばならぬ、是れ決して小額を以て辨じ得べきものでない。更に國家が老いたる労働者に年金を給し貧困て生活し得ざる者を救助し不良少年を感化するが如きは夥しき經費を要するものである、之を要するに社會政策を實現せんとせば巨額の經費を投ぜねばならぬ、従て収入の之を辨ずるに足るものなくてはならぬ、若し収入が少いからとて是等の經費支辨に躊躇せば、普通の社會政策は之を行ふに由がない、故に普通の社會政策を行ふといふからには財政上て出来得るやうにせなければならぬ、そこで財政は普通の社會政策の條



件であると謂ふことが出来る

## 二

次に財政的社會政策に就て考ふるに、其形式は所有權の制限であるが、總て富の集中を緩和し自由主義の財政組織に變更を來すこととなる、其方法には二がある、其一は一定の財産に關し個人所有權を許るさぬことである、從て其所有權に基ける企業をも許るさぬこととなる、其二は自由交通に依て生じたる富の分配を租税に依て變更することである

一定の財産竝に企業に關して個人の所有し經營するを許さぬことは反對の方面より觀察すれば國家や公共團體が之を所有し之を經營することとなる、換言すれば私有財産民業に代て官有財産官業が出來て來る、思ふに資本主義が發達するに從て資本家は愈々富むやうになる然るに一定の財産竝に事業は私人に所有竝に經營を許るさずして官有官

營とすれば、それより生ずる利益は國庫に歸し私人の富に屬せぬこととなる、從てそれだけ資本集中を妨げるのである、故に官有財産や官業の擴張せらるゝに從て富の集積を阻止する勢が愈々大となつて來る之と同時に國家は之に依て多く收入を得る事となる、そこで官有財産の收入や官業の收入を見ざる自由主義の國家の財政組織とは大に異なるものが出来る譯である。

社會主義者の中には此官有財産や官業の擴張を以て私所有權制度より共產制度に進むの徑路であると説くものがある。成程最近文明國では一般官有財産や官業は次第に擴張せられつつあるやうである、されど官有官營主義は之を文化の目的に用ひて誤らざる者の手に所有竝に經營を移すことを趣旨とし兼て貧富の懸隔を緩和せんとするもので、所有權の廢止を目的とするものでない、從て又無制限に行はるるものでない、兎に角社會主義や共產主義の理想とは非常に違ふが、自由放



任主義の理想よりも大に異て居るといはねばならぬ、其詳細は第二編に於て論ずることとする。

官有財産や官業が擴張せられて、富の集積の勢が阻止せられても、大體に私有財産や民業が許されて居る以上は資本主義の活躍する余地は十分に存し、資本家は愈々富み労働者との懸隔を甚しくすることゝならう、是れ自由交通から自然に生ずる富の分配である、併し乍ら此の如く生したる富の分配は國家の手に依て多少變更せねばならぬ、それは租税を利用するより外ない。

租税は元來國家公共團體が個人經濟より強徴する公課である、從て個人經濟の富は租税に依て國家公共團體に移るのである、そこで今、租税を徴するに當り富者に重く課し、貧者に軽く課し更に進では貧者を免税する方法を採らば、富者と貧者との間隔は減せられて來ねばならぬ、換言すれば自由交通に依て生じたる富の分配は租税に依て矯

正せられるのである、自由主義の國家に於ては、資本を偏愛するが爲めに直接又は間接に資本に課せらるべき租税は絶対に排斥せられ比較的貧者たる一般民衆に課せらるべき租税が發達するのを常として居る、然るに社會政策の見地より租税を課するに及て富者に重くし貧者に軽くするといふ方針が徹底的に行はるゝやうになり、租税制度は自然に異つたる色彩を帯ぶるに至り、収入も自然多くなつて來るのである、是れ亦財政組織の一變革を來すべきものである、其詳なることは第三編に於て論ずることとする。

## 三

余は論じて茲に至り、尙一度普通の社會政策と財政的社會政策とを並べて考察せねばならぬ。余は曩に普通の社會政策を實現せんとせば巨額の経費を投ぜねばならぬ、巨額の経費を投ぜんとは巨額の収入をひねり出さねばならぬ、然らざれば普通の社會政策は之を行ふに由な



いことを論じた、處て今や又官有財産並に官業を擴張するの政策は私  
 經濟的収入を多くし、富者に重く税するの政策は租稅收入を増すもの  
 であること、約言すれば財政的社會政策は多くの収入を齎らすもので  
 あることを知つた。此の如く普通の社會政策は多くの収入を要求し財  
 政的社會政策は多くの収入を生み出すとせば兩者は相伴て愈々完きも  
 のとなると謂はねばならぬ、財政的社會政策よりいへばそれ自身が社  
 會政策であるが又他方に於ては普通の社會政策の實行を可能ならしむ  
 るものと謂ふ事が出来る、普通の社會政策よりいへば、普通の社會政  
 策のみでは足らぬのみならず、財政的社會政策を講ぜないと、何時行  
 き詰まるかも知れぬとも謂へる。之を要するに社會政策は財政を待て  
 初て實現せられ財政は社會政策の手段となるものであると謂はねばな  
 らぬ。

## 第二章 戦後財政の社會化

本論は經濟論叢第八卷第一號(大正八年一月)に掲載せられた「戦後財政の歸趣」といふ論文を  
 骨子とし、少しく之を改訂して題をも改めたものである。

余は本論に於て戦後財政の膨脹を説き公債の取消の行はれ得ざる理由を辯じ、窮極する所、  
 資産階級、重課專賣の擴張、官業の擴張に依て膨脹せる經費を支辨せねばならぬことを論じ  
 て居る、資産階級の重課、專賣の擴張、官業の擴張は國家社會主義の實現とも見ることが出  
 來、財政が國家社會主義化するともいへる、財政の社會化の名はこれから出たのである。

戦後の財政を察知せんとせば先づ戦時に於ける財政上の産物を考へ  
 ねばならぬ、戦時に於ける財政上の産物で、最も異彩を放てるものは  
 公債の累積である公債の累積は戦費の巨額であつた結果に外ならぬ。  
 今回の世界戦の戦費は世界の歴史ありて未だ曾て其例を見ざる所で、  
 其額の大なる、驚くべきものがある。開戦當時より四週年前後の戦費  
 豫算を計算すると左の如き數字を示して居る。

國 戦費總額

同上邦貨換算額

戦費計算の終期



日	一、三三三、九七〇、〇〇〇圓	一、三三三、九七〇、〇〇〇圓	一九三〇年三月
英	七、四六三、七六九、〇〇〇圓	七、二八八、七七六、七四七	一九二八年十月十九日
佛	一、五七〇、四三三、四三八、七〇〇法	六〇〇、九八八、六〇九、九四三	一九二八年十二月三十一日
米	三、二八五、〇三三、〇四五弗	四、五九二、四八八、二八八	一九二八年十二月
伊	四、四一〇、七〇〇、〇〇〇利	一、七〇〇、三〇四、五七九、〇〇〇	一九二八年八月
露	五、四九八、五〇〇、〇〇〇圓	五、八二九、六五三、〇〇〇	一九二八年六月
白	五、四九八、五〇〇、〇〇〇法	一、九五三、一〇五、〇〇〇	
羅	四、七九一、九九〇、〇〇〇レウ	一、八四三、五〇〇、一〇〇	
塞黑	三、二七八、七三〇、〇〇〇法	一、二六八、八六八、五〇〇	
濠洲	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二、九三九、九〇〇、〇〇〇	一九二九年三月
加奈陀	一、四五九、五〇〇、〇〇〇弗	三、九七七、七五〇、〇〇〇	一九二八年三月
新西蘭	七五〇、〇〇〇、〇〇〇圓	七三三、三五〇、〇〇〇	
南阿	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	四八八、一五〇、〇〇〇	
聯合國計		二、六〇八、四四九、〇七七	
獨	一、三九〇、四三三、三三三、〇〇〇圓	六、六〇五、六元、四九六	一九二八年十一月
埃匈	八、四三四、二二四、〇〇〇圓	三、四〇三、六四四、七五五、〇九八	一九二九年六月
土	三、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇英鎊	三、六二二、三二〇、〇〇〇	
勃	一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一、四六四、四三〇、〇〇〇	
敵國計		一〇六、〇四七、一三四、五九四	
總計		三、七二二、〇九五、五七三、六七七	

此表は、大體休戦前後迄の戦費を計上したものである、休戦以後講和條約の締結に至る迄には、獨逸に對しては既に二百日の日數を閱して居る、埃匈國其他の國に對しては尙多くの日數を要するやうである、併し乍ら戦費は全く平和克復に至る迄を包括せねばならぬ、而して休戦當時に於ける一日平均の戦費は、英國にありては六千四百萬圓、米國にありては約一億參千萬圓、佛國にありては、四千六百萬圓、伊國にありては千三百五拾萬圓、獨逸にありては六千萬圓、埃匈國にありては貳千貳百萬圓であつたが、休戦後は彈丸彈藥其他交戦の爲にする經費は省かれるであらうから四割位の割引をして見ても、獨逸との講和が成つた日頃に至る迄の戦費は、總計で、英國にありては無慮八百億圓、米國にありては六百億圓、佛國にありては六百五拾億圓、伊國にありては貳百億圓、獨逸にありては七百五拾億圓にも達するであらう。従て此世界戦の爲に費したる直接戦費は總計四千億圓を超ゆるに



相違あるまじ。

世界戰の爲に費したる戰費は此の如く驚くべき巨額に達して居るが、如何に之を支辨したかといふに、大體に戰時稅、公債其他の收入に依つたのである、乃ち之を表示すれば左の如くである。

國名	增稅	公債	其他	計
日	一七六、〇六、八五九圓	五五五、三九一、〇三七圓	五八一、四九、七四	一、三三三、八六七、〇六〇圓
英	一、七三、〇九四、〇〇〇鎊	六、三六、一〇、〇〇〇鎊	三、五〇〇、〇〇〇鎊	七、五二六、七九五、〇〇〇鎊
米	四、五五、〇五〇、〇〇〇弗	一七、五〇〇、〇〇〇弗	—	三三、〇九五、七五三、〇〇〇弗
佛	—	一三五三、三三、三五四、五〇〇法	—	一三五三、三三、三五四、五〇〇法
伊	三、九〇五、五九、〇〇〇利	三九、七七、五八、〇〇〇利	—	四三、六八三、九四七、三六〇利
露	一、五二五、七二二、〇〇〇會	三六、〇二二、〇〇〇會	—	三七、五二八、三三三、〇〇〇會
濠洲	三三、〇〇〇、〇〇〇冠	二六八、三〇、六〇〇冠	—	三〇一、三〇〇、〇〇〇冠
加奈陀	八四、〇〇〇、〇〇〇弗	二、〇八五、五〇〇、〇〇〇弗	—	二、一六九、五〇〇、〇〇〇弗
獨	一一、二三五、〇〇〇、〇〇〇馬	一一八、一八二、六二二、五〇〇馬	—	一二九、四三二、〇〇〇、〇〇〇馬
埃甸	七、七七、六三九、〇〇〇冠	七、五八三、九六、六〇一冠	—	八四、九六一、五四五、六〇一冠
土	—	二九〇、七〇〇、〇〇〇英鎊	—	二九〇、七〇〇、〇〇〇英鎊
勃	—	九五、九三〇、〇〇〇元	—	九五、九三〇、〇〇〇元

表中「公債」は普通公債の外政府一時借上金、大藏省證券、國庫債券貯蓄證券、外國政府よりの借入金政府

不換紙幣等を包括す、「其他」の中には國に依て異なる、英國にては、郵便電信電話料引上減債基金繰入等て、獨逸にては、占領地課徴金である、我國にては特別會計資金繰入預金運用普通財源等である。

此表で見ると、諸國の戰費は殆ど公債に依て支辨せられたといつてよい、増稅其他の收入は戰費支辨法としては極めて僅かな割合を占めて居るに過ぎぬ、それで交戰諸國の公債は驚くべく増加して來たのである、之は戰前の公債に合算すると左の如くである。

國名	戰前の國債額	戰時の國債増加額	合計	同上邦貨額
日	二、五三〇、一六五、二四六圓	五五五、三九一、〇三七圓	三、〇九五、五五六、二七三圓	三、〇九五、五五六、二七三圓
英	七〇八、〇〇〇、〇〇〇鎊	六、三〇六、二〇一、〇〇〇鎊	七、〇一四、三〇一、〇〇〇鎊	六八、四七九、六四四、三六三
佛	三三、八八一、四九五、八三七法	一三五三、三三、三五四、五〇〇法	一六八、一二、八五〇、三三七法	六五、〇五九、六七三、〇八〇
米	二、九二二、四九九、二六九弗	一七、五〇〇、〇〇〇弗	二〇、四七三、一六二、二六九弗	四一、〇六九、一六三、五二三
伊	一三、四三九、三六一、五九七利	三九、七七、五八、〇〇〇利	五三、二〇六、七九、五九七利	三〇、五九一、〇〇〇、二八四
露	八、八四五、七七、六八會	三六、〇二二、〇〇〇會	四四、八五七、七七、七六會	四六、二九三、一六四、七三七
白	四、〇三三、三六、〇〇〇法	四、七七一、九六、〇〇〇法	八、八二七、三五、〇〇〇法	三、四一六、一八四、四四〇
羅馬	一、五二二、二六〇、〇〇〇(シツク)	四、七七一、九六、〇〇〇(シツク)	六、三〇五、二二六、〇〇〇(シツク)	三、四〇四、一三三、七五〇
塞爾比及黑山國	六三〇、五二五、〇〇〇法	三、一五二、六二五、〇〇〇法	三、七八三、一五〇、〇〇〇法	一、四六四、〇七九、〇五〇
濠洲	三三〇、〇〇〇、〇〇〇鎊	二六八、三〇〇、六〇〇鎊	五八八、三〇〇、六〇〇鎊	五、七四三、七七八、七五八



第一編 總論

四〇

加 奈 陀	三三,七五〇,一〇〇	二,〇二五,五〇〇,〇〇〇	二,〇二五,五〇〇,〇〇〇
新 西 蘭	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	九七,〇〇〇,〇〇〇	一,九〇〇,〇〇〇,〇〇〇
南 阿 非 利 加	一三六,〇〇〇,〇〇〇	四九,〇〇〇,〇〇〇	一七五,〇〇〇,〇〇〇
聯 合 國 計	—	—	—
獨 逸	五,一七三,三三〇	一,八二二,六二一,四〇〇	三,三五九,八四六,七〇〇
埃 及	一八,三〇七,五五〇	七,七三三,九六六,六一〇	九,五九六,一五二,六一〇
土 其 尼	一七六,五〇〇,〇〇〇	二〇九,七〇〇,〇〇〇	三,八六二,一〇八,〇〇〇
俄 國	一,一四三,九四五,〇〇〇	三,九〇九,三三三,〇〇〇	五,〇五〇,〇〇〇,〇〇〇
敵 國 計	—	—	—
總 計	—	—	—

此の表の示す所は休戦前後迄の公債額なるが、之に休戦中の戦費を支辨する爲に起さるべき公債を加ふるときは、諸國の公債は尙増大せられねばならぬ、従て講和成立の時に於ける公債は英國に於ては八百億圓に近かるべく、米國に於ては五百五拾億圓にも達すべく、佛國に於ては七百億圓、獨逸に於ても亦七百億圓位に達するであらう。要するに世界戦に於ける大立物たる諸國に於ては戦争終了の時に於て各七百億内外の公債を負ふことにならう。

戦時公債の利子は平時公債の利子より高い、四朱より五朱、甚しきは六朱の高利がある、先づ五朱と見て計算して見るに戦後年々の利拂は、英國にありては四拾億圓に近かるべく、米國にありては貳拾億圓、佛國及獨逸にありては、參拾五億圓、伊國にありては拾億圓餘に達するであらう、戦後の財政は此公債の利拂丈より計算しても此の如く驚くべき膨脹を爲さねばならぬ。

今戦前の豫算を調べて見るに、總經費は英國にありて約貳拾億圓、米國にありて約拾五億圓、佛國にありて貳拾億圓、獨逸にありて拾七億萬餘圓、露國にありて參拾五億餘萬圓、伊國にありて拾億餘萬圓であつた。是が故に戦後公債の利拂は此平時總經費に對して米伊に於ては伯仲の間に居り英佛獨に於ては約二倍して居ると謂はねばならぬ、財政は此點のみよりして二倍若くは三倍の規模に膨脹せねばならぬ。

三



戰時公債の膨脹から見て此の如く戦後財政の膨脹を豫想することが出来るが更に戦後經營として經濟上軍事上政治上諸種の問題を解決せねばならぬ爲めに少からざる經費を要することゝなり茲に又財政の膨脹を來すであらう。

經濟上からいへば、戦闘の巷となりたる地域に於ける經濟的損害を恢復せねばならぬ。鐵道を修繕し港灣を修築し工場を回復する爲めに、國家も相當の金額を投ぜねばならぬことは論なき所である、加之歐洲大陸にては不換紙幣が濫發せられて、經濟界をして熱病に罹らしめて居るのであるから、戦後の經濟政策としては必ずや之を整理し兌換恢復を圖らねばならぬ。それが爲に或は政府發行の不換紙幣は政府の手に落つるに及び之を切り棄て再び發行せぬやうにせなければならぬ、中央銀行の發行の不換紙幣は中央銀行として回収せしめねばならぬがそれには政府が一時借上金を之に返して遣らなければならぬ、そこで

不換紙幣償却、一時借上金返還の財源なくてはならぬ、租税其他の收入は餘りあらばそれを財源に宛て得るが、それは仲々十分でない、從て普通の公債を募りて之に充てねばならぬことにならう。不換紙幣は元來無利子公債といふべきものである、然るに普通公債は利子を付せねばならぬ、故に不換紙幣の償却は形式上公債の組換のやうて其實公債費を増加するものと謂はねばならぬ、之を要するに、不換紙幣の整理も國家の經費を増さねば已まぬものと結論せねばならぬ。

軍事上からいへば戦後に於ては戦争の慘禍に鑑み非戰主義が風靡して軍備制限の趨勢が現はれて來るといふ説もあるやうである、成程獨逸との講和條約に於ては陸軍を十萬の兵力に止め海軍は戦闘艦六隻戦闘巡洋艦六隻其他之に順應する補助艦艇に限り、參謀本部、兵學校を廢し西部其他一定の地に砲臺を築くことをも禁じたから、獨逸の軍備は極度迄制限せられたといふことが出来る、埃、匈、土、勃に對する



も亦同じ筆法に出て居る、故に獨逸側に於ける諸國の軍備は將來或る期間事實上擴張すること出来ぬと見てよからう。尙講和條約に依り國際聯盟なるものが出来て將來の戦争を豫防し、平時に於ける軍備を制限せんと努むることになつた即ち國際聯盟規約には次の如き條項がある。(八條)

加入國は國家の安全を保障し且つ國際上の義務の強制的履行をなすに足りる程度に於て軍備を最小限度に制限するの要あるを認む

又國際聯盟の執行委員は地理的形勢及び狀態を参照して斯の如き軍備縮少の計畫を立案し數箇國政府に對し考慮と實行を求むべし

右計畫は少くとも十箇年毎に再考改修するものとす

此規定が十分甘まく運用出来ると世界永遠の平和の爲に祝福せねばならぬのみならず、財政上からしても常に壓迫を被つて居つた一方の暗雲を拭ひ去ることが出来る譯で、亦大に歡ばねばならぬ、併し乍ら軍備の最少限度と云ふことになる、實際に於ては難問題が頻出すべ

く、執行委員會が立案するとしてもこれを解決することは容易であるまい、況や軍備縮少の程度に於て、一國と他國との間に於て公平を得ることは極めて困難であらう、従て小弱國に對して強く軍備制限を迫り強大國に對しては左程矢筈しく云はぬかも知れぬ、現に英米の如きは海軍の擴張をなさんとしつゝあるではないか、假に一步を譲り軍備制限が出来るとしても苟くも軍備を存する以上は、各國は戰時に破壊したるものを復興し、戰時の經驗に鑑みて、軍備の缺陷を補ひ、進て新武器を調製するに努力するかも知れぬ、さうなれば國防費は又戰後財政を壓迫する大勢力となつて現れて來やう。

政治上からいへば、戰後に於て民衆主義(democracy)は愈々勢力を得るに至るであらう、露國の帝室も獨逸の帝室も奧國の帝室も其他獨逸聯邦の皇室も皆滅びて、其跡に共和政が布かれて居る、是れは形式に於ける民衆主義の勝利かも知れぬ、さはいへ戦争の結果は他國の皇室を



も危ふするものと思ふてはならぬ、日本は勿論英、伊、白、蘭等の皇室は依然として其尊嚴を保たる、てあらう、併し乍ら民衆主義は其國體の如何に拘らず、爾今爾後政治の主義として一層偉大なる力を發揮して來るに相違ない。

中歐並に東歐に於て政治上最も注意せねばならぬことは國體の變革よりも政治の中樞に居るもの、何人であるかと云ふことである、今日の狀勢よりすれば中歐並に東歐に於て政治の樞軸を握るものは社會黨若くは極左黨の人であるらしい、然るに社會黨若くは極左黨の人は民衆主義に最も憧憬して居るものである、然らば則ち戰後に於ては此等の國は形式的に民主國となるのみならず政治の精神に於ても民衆主義に依て支配するものと見ねばなるまい。又君主を存する國に於ても民衆主義が政治の精神となつて來るに相違あるまい。

民衆主義が政治主義として確認せらるれば、そは單に政治上に止ら

ず、經濟上財政上社會上種々の方面に現はれて來やう、併し乍ら諸方面の發露は多數人民殊に下級社會の人民の福利を重ずるに於て一致すべく、茲に社會本位の國家を現出するに至るであらう、從て勞働者の地位を進め貧者の生活を保障する制度は愈々完美し之が爲めに巨額の經費を支出して惜まない様にならう。更に換言すれば民衆政治の主義が行政に現はれ財政に影響して社會政策的經費を彌か上にも膨脹せしめて已まぬであらう。

此の如く戰後に於ては經濟上の恢復の爲にする經費、軍備の恢復の爲にする經費、並に社會政策の爲にする經費が非常に増加して來ると見ねばならぬ、公債の利拂丈で戰後財政が二倍三倍となるに是等經費の増加をも加へば戰後財政は戰前の財政に五倍し六倍しても尙足らないことゝならねばならぬ。

戰後財政が戰前財政に五倍し六倍しても尙足らない様になりては、



戰後財政は破産の外ない様にも見ゆる、そこで人或は戦後に至て各國は公債の破棄を爲すに相違ないと論ずるものがある、亦一意見たるを失はないが、余輩は或は其然らざらんことを信ぜんとするものである、公債の破棄は内債と外債とに分て之を考察せねばならぬ。

外債は外國々家を債權者となすこともあるが、多くは外國の臣民を債權者とするものである。外國々家を債權者とする外債は今回の戦争に於て戦費支辨の爲にする貸付となつて現はれた、味方の國の情誼上の貸借である、戦後如何に財政困難に遭遇すればとて如何なる國も斯の如き外債を破棄するが如きは思ひもそめぬことである。外國臣民を債權者とする外債に於ても之を破棄すれば其債權者を有する國家は間接に打撃を被らざるを得ない、從て其國は外債破棄の國に向て抗議を申込むであらう、そこで外債破棄をなす否とは事實上の力のありやなしやに歸する、事實上力の弱き國家が外債破棄を宣言したとて之を

貫くこと出来ない、事實上力強き國とても平和的國際關係を保たうとする以上は此の如き亂暴の宣言は出来ない、只干戈の間に相見えて居る間のみさう云ふ事が出来ると云つてよい。現に露國は一九一八年二月八日に於て外國より借入れたる國債は無條件に且つ例外なく之を破棄すと宣言したが、英佛は之に對して直に露西亞帝國政府の締結したる契約は依然現存するものにして其債務は現在或は將來露國を代表する新國家を拘束するものなりとの共同宣言を發した、又獨逸が露國と單獨媾和を爲す時に當りても露國は獨逸の露國公債所持人に對して利札支拂の保障を與へたとか云ふことである、故に露國と雖ども媾和會議に臨めば外債破棄の宣言を取消すより外あるまい。

内債に就て之を考ふれば、國家は主權を有するもので、主權は無制限で如何なることをも臣民に命ずることが出来、内債の破棄をも爲し得ると云ふ論も立つ様に思はれる、併し乍ら國家が法律に依て國を治



むる以上は、法律に依て負ひたる債務は之を尊重せねばならぬ、之を尊重せずして勝手に破棄をなすは法治國の觀念を脱却し事實上の權力を振ふものと評せねばならぬ。然るに事實上の權力は革命の際に之を振ふことを得べく、平和の際に之を振ふこと出來まい、歐洲諸國が戦後財政難に遇て忽ち事實上の權力を振て内債を破棄すとせば、是れ革命を促すものに外ならぬ、蓋し公債は債權者より見れば一の財産である、之を破棄するは財産を沒收するものと謂はねばならぬ其利子に依て衣食するものは忽ちに凍え餓えざるを得ない、人を凍え餓えしめては天下の人心を得ること出來ない、人心を得ずして天下を治むること出來ない、殷鑑遠からず露國に在り、露國の新政府が公債を破棄し財産權を尊重せざるより人心之に歸せないではないか、之に反して獨逸の社會黨は支配權を握りて直に財産の保障を天下に宣した蓋し人の財産を保障するは政治の要訣である、故に政治論の立場よりして内債の

破棄は爲し得ないものと謂はねばならぬ。

尙戦時公債は破棄し得られぬ事情がある、何れの國に於ても戦時公債を募集するに當りて公債の民衆化に努め、公債をして普く民衆の所有する所とならしめんとして、貧民階級の應募を勧誘したものである、それで今日に於ても諸國公債の所有者は貧民階級の間にも頗る多いと見ねばならぬ、然るに今一朝に公債を破棄するとせば、富者の財産を沒收するに止らず、貧者の生活の基礎をも脅かすことになる、是れ戦後に最も勢力を得べき民衆政治主義に背反し社會本位の國家思想と相容れないものである、是が故に内債の破棄は戦後政治家の爲し得ないものと謂はねばならぬ。

露國の新政府が國債破棄を宣言するに際しても貧民の利害を考慮せずには居られなかつたと見え、一萬留を超過せざる内國債を所有する貧民に限り特に額面價格を以て之を露西亞共和政府の新公債と交換す



ることを得るものとした、即ち貧民の所有にかゝれる公債だけは破棄することを敢てせなかつたのである。或は他の國に於ても此式に則り富者階級の所有する公債のみを破棄するに至るべしと論ずるものがあるかも知れぬ、併し乍ら資産階級を絶滅すると云ふ主義を立てざる限り、財産權を尊重すると云ふ旗幟を立つる限り之も出來ない相談である、加之諸國は戦後經營を爲すに於て幾多の公債を起さねばならぬものがある公債を破棄して置いて公債を起さんとするは矛盾の政策で到底其成效を見ることあるまい、是が故に各國の政治家は莫大なる公債を破棄せないで其利拂を爲すことに工面するであらう。

## 五

公債は破棄することが出來ないで、之に對して巨額の利拂を爲さねばならぬ上に戦後經營の爲に種々の經費が増して來て戦前の幾倍にも達することゝなれば、如何に之を支辨せんかとの問題が起て來る。

經費支辨の方法として先づ問題となるのは、租税である、戦後經費が幾倍すると云ふも、皆多く經常費に屬するが故に經常收入で之を支辨せねばならぬ、従て租税を中心として之を支辨せねばならぬ、然るに租税は無暗矢鱈に徴收すること出來ぬ、其擔稅力のあるものに就て之を徴せねばならぬ、戦前よりも數倍の租稅收入を要すると漫に稅率を數倍して其目的を達するものでない、消費稅の稅率を倍加して已まざれば、却て消費を減じ消費の方向を轉じて其租稅收入は減ずるかも知れぬ。故に租稅收入を増さんとせば資産階級の擔稅力あるものに向て之を重課するの方針を採らねばならぬ。是が故に戦後に於ては財政の必要上からも資産階級重課の租稅政策が一代の風潮を爲すに至らう。又之を戦後に於ける政治主義より觀るも、民衆政治主義が勢を得て社會本位の國家が現はれ來るとすれば論理の結果資産階級に向て大なる租稅負擔を要求することにならねばなるまい。



之を戰時財政に就て見るも其傾向は既に戰後を俟たずして現はれて居るものがある。各國が所得税を増徴し、戰時利得税を起し思ひ切つて重い税率を課して居るが如きは其例證である。戰後は多少税率に緩和を見るかも知れぬが、大體富者階級に重く税するの方針を採る限りそが戰前に復することは期待すること出来まい、戰時利得税は戰爭終了と共に自然消滅を爲すが如くにも見ゆるが、或は戰後形を變じて一定率の利益に超過するものを税すると云ふ形式を採る様になるかも知れぬ、戰時利得税が變じて超過利得税となるのである、現に其傾向は米國の立法に表はれて居る。

此の如く戰後に於ける歐米諸國の財政の大勢は資産階級重課の方向に向て進みつゝある、之を戰後財政改造の一局面と見ることが出来る。然るにも拘らず我國に於ては、資産階級の負擔すべき租税の輕減運動が始まらんとして居る、正しく戰後に於ける世界財政の歸趣に逆行するものではないか。

## 六

戰後財政の一特徴は資産階級重課の傾向に表はれて來ること前述する如くであるが、それは所謂直接税に屬するものである、然らば消費税はどうなるかと云ふに、社會黨は動もすれば之を排斥せんとするものであるけれども、全く之を失ふては實際に於て財政を變理すること出来ないから、假令社會黨が天下を支配しても或は之を全廢することを敢てすまい、併し乍ら、消費税を増すことは貧者階級の負擔を増すこととなり時代思想に背反するから成る可く之を避くるであらうそこで、貧民階級の負擔を増さずして國庫の收入を多くする方法を採らねばならぬ。貧民階級の負擔を増さずして國庫の收入を多くする方法は專賣課税法に依るより外あるまい。是に於て余輩は戰後に於て專賣制度の擴張が一の特徴となつて表れて來るであらうと信ずる。



專賣は課税の一方方法とも見られるけれども、資本と労働とを結び付けて一の企業を形くるものであるから、又之を一の官業とも見ることが出来る。従て專賣の擴張は官業の擴張とも見ることが得べきである。專賣は課税の一變形であるが、課税に關係なき官業も亦戦後に於て榮へて来るかとも思ふ、蓋し戦後に於て経費が戦前に幾倍も増して來之を支辨するが爲めに直接税を増し專賣を擴張するに至らうけれども、未だ以て十分となすこと出来まい、其收入不足は何か依て之を補填せねばならぬ、そこで諸國の財政家は唯一の逃路を官業經營に見出すであらう、官業は國家が私人と同じ様に經濟事業に従ふもので、經濟自由主義よりいへば全く之を排斥せねばならぬが、戦後の國家はそんな事に頓着なく、私人の經濟事業にどしどし這入つて之より相當の收入を汲み取ることに躊躇すまい、此くして官業は專賣として消費税賦課の方面よりも又私經濟的収入増加の方面よりも大に擴張して行くものと斷せねばならぬ。

官業の擴張は一見社會主義的國家に近くなる様であるが、戦後の國家は資本主義を打破するものでなからうから社會主義の實現とは云へない、併し乍ら資本主義の活躍して營利を恣にする所に國家も突入して之と同様な振舞をなして敢て辭せないのであるから、戦後の國家は餘程異つた色彩を有するものと謂はねばなるまい。而して此の如きは社會本位の國家と相調和するものである。

此の如く論じ來れば財政上から見ても戦後には資本主義と社會主義との中間國家が現出するものと斷ずることが出来る、更に換言すれば國家社會主義が最も理想的に實現せらるるものとも云ふことが出来やう。



## 第三章 社會政策と財政

本論は經濟論叢第九卷第一號第二號第三號に掲載せられたる論文「社會政策より觀たる我國の財政」の中一般理論に關するものゝみを取て獨立の一篇としたものである、其論文中我國の財政に關聯して論じたる部分は之を次章に收むることとした。本論は經濟界に起つた分配の不平等を財政に依て變更し可成平等に近いものにする事が出来る從て社會政策は財政を手段とし財政は社會政策の目的をも有すべきであることを論じたものである。

一國の財政は年々巨額の收入を得て巨額の支出をなしつゝあるものである。而して其收入は窮極する所私經濟の主體より出て、國庫に入るものであり、其經費も窮極する所私經濟の懷の中に入るものである、是が故に財政は或る程度に於て財の分配をなすものとも視ることが出来る。少くとも經濟社會に於て自然に生ずる財の分配を變更するものと云はねばならぬ、然らば如何に財の分配を變更しつゝある乎。

現代の資本主義の經濟社會に於ては、所謂企業家なるものが、價格の原理に依り、賣買交換貸借といふ様な形式を以て財を分配して居る。

而して其結果は動もすれば資本家企業家といふ様な資産階級の人は愈々富み、勞働者其他無産階級の人は益々貧しくなり、所謂貧富懸絶、分配の不平等となりて現はれて來る、それが社會上に種々の弊害を生じて來て、茲に社會問題なるものを生ずる。社會問題解決の方法は一にして足りないけれども、社會政策は慥に其最も良き一方策である、社會政策は現代の資本主義の經濟組織を根本的に覆さうとするものではないが、それより生ずる分配の不平等を矯め以て社會上の弊害を除かうとするものである。

經濟界に起つた分配不平等の病は、經濟界自身に於て之を療治することが出来るが、又財政に依ても之を療治することが出来る、蓋し財政は前述べた如く財の分配をなすものであるからである、尙詳言すれば經濟界に起つた分配の不平等を財政に依て變更し可成之を平等に近いものにせんとするのである。此くして社會政策は財政を手段とし、



財政は社會政策の目的をも有する事となつて来る。

此くいへば、人或は財政が社會政策の目的を有することを非なりとするであらう。殊に租税に於てさうである。併し乍ら財政は素と國家の生存發達を前提とし、その爲に必要とする物資を供給せんとするもので國家本來の目的よりいへば手段たるべきものである。社會政策が國家の發達の爲に必要でありとすれば、財政は固より其要求に應じて行かねばならぬ。若し財政が社會政策の目的を有してならぬといふならば、同様に財政は國家の他の目的の手段となつてもならぬといはねばならぬ。さうすると財政は國家の目的を離れて存在する事になり、財政の存在する所以が得て解すること出来ないものとなる。

論者又或は社會政策を行つて貧富懸絶をなくすれば團栗の背比べとなり、文化の進歩を妨ぐる事となるとして反對するものがあらう。併し社會政策は必ずしも分配を全然平等とし貧富の差なからしめんとするも

のではない、現代の貧富懸絶を調和することを目的として居るのである、故に貧富の懸絶が少しにても和らぐことを得ば社會政策の趣旨に副ふものであるといはねばならぬ、財政に於ける社會政策は此意義に解釋すべきである、換言すれば財政に依て分配の不平等を緩和せんとするものである。

財政に社會政策の目的を附し之を實現するに努めば、分配の不平等を緩和することが出来やうが、此の如き目的は常に必ずしも遂げられて居ると限らない、現代諸國の實際に徴するに或は財政に依て貧富懸絶を和らぐものもあるが、或は財政に依て貧富懸絶の度を愈々甚しからしむるものもある。前者は社會政策的で後者は反社會政策的であると言ふべきである。財政が社會政策的であれば經濟社會に於て生ぜる分配の不平等を矯め人の心を緩め社會の圓滿なる發達を期待する事が出来るが、財政が反社會政策的であれば、さなきだに分配の不平等と



なれるものが愈々以て不平等となり、人の心に不平を抱かしめ以て革命の種を蒔くに至るであらう、財政が社會政策的であると反社會政策的であるのとは人民の福利國家の安泰との間に此の如き異常の差を生ずるのである。そこで一國財政が社會政策の眼鏡に如何に映じて來るかといふ事は、重大なる意義を有するものと謂はねばならぬ。

然らば一國の財政が社會政策的であるか、反社會政策的であるかを如何にして判斷するかといふに、それは財政の兩方面である經費と収入とに分て觀察せねばならぬ、而して其収入は更に官業並に官有財産の収入と租税の収入と起債とに分ち得るが故に、是れ又別々に觀察せねばならぬ。

## 第一 經費と社會政策

一國社會に於て富の分配が不平等となり一方に榮華の夢を貪る者あ

ると共に他方に生活に脅かされる者があると、その社會は平穩なることを得ない、國家は素より之を對岸の火災視すること出來ぬ、當に自ら進で社會問題の解決に努めなければならぬ、是に於て社會政策は國家の重要な職分の一となるのである。而して社會政策が國家の重要な職分となれば、社會政策的經費が財政上に現はれて來ねばならぬ。

國家が社會政策を行ふに當りては主として無産階級に對して生活の安固を保障し彼等をして其堵に安ぜしめ、且つ向上發展を遂げしめねばならぬ、而して其無産階級の重なるものは労働者なるが故に國家は労働者を保護し其地位を確保せねばならぬ。蓋し資本家は動もすれば目前の利に走り、労働者を酷待して顧みない、或は無暗に長く労働せしめ或は夜業に従はしめて十分の休養を與へないのみならず、労働者をして労働せしむべき工場をば衛生に適ふ様に設備をせない、労働者が斯の如き工場に於て斯の如き労働條件で過度の労働をなすときは、



徒に身體を弱め、精神の發達を害すに止まり更に向上發展をなすこと出來ない、殊に幼少年労働者婦人労働者に於てさうである、是が故に資本主義の盛となるに従ひ愈々益々労働者保護法若くは工場法を設け労働者を保護するの必要が起て来る、而して此立法の精神を貫かうとせば工場の監督をなさねばならぬ、從て工場監督官を置かねばならぬ、此くして工場法若くは労働者保護法施行の爲にする經費が出て来る。

次に労働者は工場で労働しつゝある間に怪我をすることもあり、又他の疾病に罹る事もあり、其結果死亡することもあらう、又老衰して事實労働に服すること出來ない者も出來るであらう、労働者は由來大に貯蓄するの餘裕がない、多くは其日暮してあるから、負傷、疾病、老衰、の爲に労働に離れると、忽ち飢渴に迫まる、不幸にして死亡すると遺族は忽ち路頭に迷ふ様になる、此くしては労働者は其堵に安んずること出來ない、そこで國家は此労働者の生活の安定を脅かす危険を

取り除かねばならぬ、茲に労働保險の制度が現はれて來るのである。労働保險の制度は獨逸が一八八三年創めて之を行つた、爾來文明諸國之に倣ふもの多く出來た、所て労働保險を行はうとすれば國家は勿論一部の掛金を負擔し保險事務を取扱はねばならぬ、從て之が爲に多くの經費を支出せねばならぬことになる。

更に進て考ふるに無産階級の中には労働せない者がある、労働し得ない者は其一であり、労働し得るも労働することを欲せない者は其二であり、労働を欲しても其機會を得ない者は其三である、第一の者は孤兒や不具者であり、第二の者は不良少年や乞食であり、第三の者は失職者である、國家公共團體は孤兒竝に不具者に對しては孤兒院や養育院を立て、之を收容し、若くは其他の方法で之を救はねばならぬ、之よりして茲に孤兒院費養育院費其他救貧費を生ずる。不良少年に對しては、感化院に收容して之を感化し乞食に對しては種々の方法に依



り労働に就かしめねばならぬ、之よりして感化費を生ずる、更に失職者に對しては國家公共團體は一方に於ては労働紹介を爲し他方に於ては自ら官業を營て之に職を與へねばならぬ。労働紹介よりしては労働紹介費を生ずるが、職を授くるは官業労働の問題となる、一體官業はそれ自身社會政策上の意義を有するものであるが、失職者に職を與ふるに於て更に重大なる意義を有するものと謂はねばならぬ。(拙著財政學第一卷一八三頁以下)

以上は社會政策的經費の重要なものを擧げたに過ぎぬ、經濟進歩し富の分配の不平等なるに伴ひ、此種の經費は愈々増加すべきである。殊に世界戰の後に於て世界を通じて民衆主義の思想が横流し國家の政治が社會黨其他極左黨の人に依て左右せらるゝに至て殊にさうである、民衆主義の當然の歸結として多數人民殊に下級社會の人民の福利を増進することが政治の中心の考となつて現はれねばならぬ、社會黨並に極左黨の人は從來労働者の味方として其地位を造て來たのであるから、

労働者の地位を進め其生活を保障するの制度を益々完美するやうに努力するは當然のことである、此くして戰後には社會政策的經費益々増加するに相違ない、社會政策的經費が益々増加して經費全體に對する比が愈々大となつて來ると、經費は社會政策的色彩を帶ぶと謂はねばならぬ。

以上余は無産階級に對する社會政策の經費に就て論じたのであるが、尙之に準じて論ぜねばならぬものがある、それは外でもない、國家の爲に勤務せる官吏、雇傭者である、是等の官吏と雇傭者は社會上の地位より見れば中級に屬する者と下級に屬する者とがある、大體からいへば官吏は前者に屬し、雇傭者は後者に屬する、されば雇傭者に就ては普通労働者と同様に自然に社會政策の問題が起て來る、國家が雇て労働させて居る以上は之に對する待遇は社會政策上模範的のものでなければならぬ。官吏に就ては自然に中級政策の問題が起て來る、官吏は



由來一國社會では智識階級に屬し其社會上の地位は中級以下に落つべきものでない。然るに俸給少きに過ぐれば官吏は下級に落て來る、偶々以て俸給が一國の富の分配に至大なる關係を有することを見るべきである、一體、官吏の俸給は官吏をして其身分地位に應じて生活せしむる爲にする國家の給與である。故に官吏が職に在る間は之を支給せねばならぬ、之を在職俸といふ、官吏は一時職を失ふも直に營業に従ひ得るものでないから其休職中は俸給を與へねばならぬ、之を休職俸といふ、官吏が退職したる後死亡する迄に給するものは之を恩給といひ、官吏が死亡したる後其遺族に給するものは之を遺族扶助料といふ、場合によれば一時金たることがある、共に俸給の延長と見るべきである、從て是等を總稱し廣義の俸給といふ、(拙著財政學第一卷二四一頁以下)此くして官吏は一生を通じ否死後に至る迄生活の安定を保障せられて居るのである、所が國に依りては、財政難の爲に俸給恩給遺族扶助料に十分の支給を

なさぬ所がある、此の如き國にあつては官吏は生活の安定を得ない、全く普通労働者と同じ境遇にありとも謂へる、其處に反社會政策的色彩が現れて居ると謂はねばならぬ、又國に依りては其初に於て官吏の生活の安定を確保するに足りる俸給恩給遺族扶助料を支給して居つたに拘らず經濟界の推移物價騰貴の大勢に順應して之を増さないが爲に官吏の生活を不安定に陥らしむるものがある。是も前と同じ事であるが中級に位せし官吏を驅て明に下級に下らしむるもので、反社會政策的であること殆ど争ふこと出來ぬ。これは社會本位の國家として確に容認すること出來ぬ。此矛盾は之を打破して徹底的のものにせねばならぬ。

之を要するに社會本位の國家は戰前より發達の道を辿りつゝあつたが戰後に於ては愈々其特徴を發揮するに相違ない從て今日迄社會政策的色彩を帯びて居つた方面に於ては益々之を濃くすることになるであ



らうし從來反社會政策的になつて居つた方面に於ては社會政策的色彩に染め直さるゝてあらう。

こは發達の大勢であるが、其發達は國に依て必ずしも同様でない、從て經費の社會政策的色彩は國に依て大に異つて居ると謂はねばならぬ。

## 第二 官業と社會政策

分配の不平等は元來土地資本等が民有で、其上に民業が築き上げられて居るから起るのである、故に土地資本が官有に歸し官業の範圍が擴張せらると、それだけは民有並に民業を制限し不平等なる分配の根を絶つことゝなる。從てそれだけ社會政策的となるのである。社會政策は社會主義の如く敢て總ての資本や土地を官有とし、總ての企業を官營とせんとするものではないが、相當の理由あるものは之を官有と

し官營とすることを要求するのである、例へば獨占的性質を帯ぶる事業の如きは之を官營とせねばならぬ。獨占事業が私人の手に在るときは、私人は獨占價格を課し自ら大に利して巨萬の富をなし、公衆は獨占事業の製品に比較的多くを支拂て其懐を寒くするに至る、獨占事業は分配の不平等を來す最大原因である、それが官業となれば國家は必ずしも獨占價格を課せない、よし獨占價格を課するとするも、其収入は國庫に歸し懸て有益の事業に使用せられ若くは租税の負擔を軽くすることが出来る様になり、之が爲め毫も分配の不平等を來さない。是が故に社會政策の立場より觀て獨占事業は官業とせねばならぬ、獨占事業には種々あれども、鐵道、郵便、電信、電話、電鐵、電燈、水力、電氣、水道、瓦斯等は其著しきものである、是等は事の性質上獨占に歸するもので固より官營とすべきである、然るに資本的獨占にありては國家が事實上獨占すること出來ぬ場合がある、此の如き場合には國



家は民間の獨占を破りて、そが一國の經濟社會に及ぼす害毒を減ぜねばならぬ、即ち國家が民間の獨占を破るに足る丈の事業を自ら經營せねばならぬ、民間の獨占を破れば、民間事業家が獨占の利益を得る事出來ぬ、これ亦分配の不平等を減ずるに貢献すること少くあるまい。國家が鑛山を所有し經營するが如きは即ちそれである。(拙著財政學第一卷三六六頁以下)

以上述べたる官業は富豪の益々富むことを豫防するに於て社會政策上重大なる意義を有するものなるが、中級並に下級の人の愈々貧しくなるを防ぐ經濟事業も亦同じく社會政策上重大なる意義を有すといはねばならぬ、斯かる事業は國家自ら之を經營せねばならぬ、中級並に下級の人の愈々貧しくなるを豫防する經濟事業とは外でもない、貯金並に保險の事業である、貯金の事業は貯蓄銀行の事業に外ならぬ、これを官營にするといはゞ國家公共團體が銀行を經營する事に歸する、蓋し國家公共團體は必ずしも營利を是れ事とせないから、比較的高き

利子を附し一般人民をして貯蓄心を養はしむる事が出来る、此くして一般人民が多くの貯蓄をなすときは、不時の出來事に遭遇しても其經濟生活を脅かさるゝ事ないであらう、然れども總ての人に多くの貯蓄を望むこと出來ぬ、又貯蓄ありても其十分でないものによりては、以て不時の出來事に備ふること出來ぬ、そこで保險事業が生ずる。保險は一般人民の經濟生活の安定を保障するものであるが、國家が之を經營するときは必ずしも營利主義に依るを要せざるが故に比較的掛金を廉にし比較的多くの民衆を被保險人とする事が出來て、社會政策の趣旨を貫くこと出来る。簡易生命保險の如き即ちそれである、普通生命保險に於ても其被保險人は中級の人を主なるものとするが故に社會政策の精神で經營する事は必要である、然り而して之を實際に徴するに保險に關しては少數の大會社に集中するの傾を有するが故に愈々之を官業に移し、以て一方には中級者の經濟生活の安定を保障し以て他



方には保險會社の營利の爲に生ずる分配の不平等を避くべきである。尙普通保險に於ては國家が多少の利益を得ること困難でない、其利益を以て簡易生命保險の缺損を補はゞ、生命保險は全體に於て最も能く社會政策の要求に應ずる事が出来る。(拙著財政學第一卷四七二頁以下)

### 第三 租税と社會政策

租税は元來私經濟の主體より之を徵收するものである、其徵收に際して富める者に多額を課し貧しき者に極て少額を課するか又は之を免ずるときは經濟界に自然に生じた分配の不平等を變更することが出来る。故に租税は社會政策を行ふ好手段となるものである、學者逸早く此點に注意し、租税は純財政的目的を有すると共に社會政策の目的をも有せねばならぬと説くに至つた、ワグネルを以て其代表者とする、氏は租税を觀念するに當りても純財政的と社會政策的とに分ち、社會

政策的租税の觀念に於ては國民所得並に國民財産の分配を矯正することを目的とするものであるといひ、此目的は尙擴張して個人の所得並に財産の使用消費を矯正することに迄推及ぼすことが出来ると主張して居る。(Adolf Wagner, Finanzwissenschaft, II. Teil 2 Aufl. S. 207.)

ワグネルの此主張に對しては學者の中で根本的に反對する者がある、(Halferich, Allgemeine Steuerlehre in Schönberg'schen Handbuch 2. Aufl. III. 139.)併し其反對は徹底的でない、或は租税は收入の目的を持って居る以上社會政策の目的を持ち得ないと云ふものがある、されど前述の如く財政なるものは國家の目的を達する手段である以上は社會政策の目的を兼ね有しても毫も差支ない、租税に就てのみ獨り違つた理論を當て籍むべきでない、否租税に就ても學者は普通他の目的を兼ね有することを許して居る、例へば保護税の如きである、保護税が租税たる以上は收入の目的を有することは何人も之を否まぬであらう、而して其保護税たる所以は輸



入品の價を高くし以て幼稚なる内地産業を保護せんとするに存して居る、從て保護税は産業政策の目的を有して居るといへる、更に換言すれば租税が産業政策の手段として用ゐらるゝものといふべきである、此の如く租税が他の政策の手段として用ゐらるゝを許すときは社會政策の手段として用ふる事をも許さねばならぬ。學者或は租税は社會政策の觀念を借らずとも富者に重く課し貧者に軽く課するの論理を築き上げる事が出来るといふものがある、(田中徳積博士、社會政策學會論叢第九冊一六頁以下)素よりさうであるが、併し單に富者に重く貧者に軽く課すといふも富者と貧者との經濟能力が同じ程度に打撃を受けるとすれば兩者の間隔は依然として變ずる事はない、即ち富の分配には變更を見ないと謂つてよい、然るに社會政策に立脚するときには尙一步を進め富者と貧者との間隔を縮める事とならねばならぬ、社會政策を是認すれば此結果を得る事を趣旨とせねばならぬ。(上田貞次郎博士、同上第十冊二四〇頁以下)

更に一步を進て考ふるに、租税に社會政策の目的を持たせないとしても實際に於ては租税が分配を變更し貧富懸絶を和らぐものが出來て來やう、此の如きは社會政策を目的とせないて、而も社會政策の所期する結果を得たものと謂はねばならぬ、社會政策の目的を否認する者は此の如き租税を斥けねばなるまい、併しそれは時代の精神と相容れないであらう。

之を要するに租税を以て社會政策を行ふ一手段とすることは不都合でない、之を許さねばならぬ。

#### 第四 公債と社會政策

##### 一 公債と富の分配

公債は國家公共團體の債務である、之を公債の持主より觀れば、債權であつて、其人の資産を形くるものである、從て公債は富の配分に密接なる關係を有するものと謂ふことが出来る、而して國家公共團體



が此の如き債務を負ふは、多くは起債行爲に依て資本を借るが爲めである、そこで公債の發生する初に當りては、國民經濟の中に存し若くは新に生すべき資本が國家公共團體に移るといふ現象が表はれる、換言すれば起債行爲は資本の集散を惹起するものである、是れ亦富の分配に變化を來たすものと謂はねばならぬ。

公債は此の如く富の分配に影響を及ぼすものであるが、それが果して貧富の懸隔を甚しくするものであるか否かは、更に研究をなさねばならぬ。此研究に關しては、公債の募集に應ずる資本は何れの源より來るかといふ問題と、公債の募集に應ずる者は何人であつて、其後の公債の持主は何人であるかといふ問題を説かねばならぬ。

公債の應募資源に立脚して觀察する學者は或は起債が労働者を壓抑することを説く、其説の代表者をジョン・スチュアート・ミルとなす。

彼は曰く、(J. S. Mill, Principles of Political Economy, Bk. I, ch. 5, § 8, Bk. V, ch. 7, § 1.)

起債は固定資本を取り去ること出來ぬ、流動資本を取るより外に途ない、流動資本を取れば勞賃基金を減ずることとなる、勞賃基金減ずれば、一般の勞賃は低下することとなる。

と、一般勞賃が低下すれば、労働者の地位は下るのである、貧者益々貧となるといふ現象が起て來なければならぬ、そうして見ると、公債は其性質上常に反社會政策的傾向を有するものと斷ぜねばならぬ。併し乍ら吾々はさう單純に斷案を下すこと出來ないと思ふ、先づ此説の正しきか否かを吟味して見やう。

此説は第一に勞賃基金説を眞理として前提し、第二に起債は勞賃基金を減ずることを假定し、第三に資本が國家公共團體に移つた以上は勞賃に没交渉であることを假定して居る、所で、此前提は眞理でない、此假定も亦常に實際にあてはまつて居ると言へない。

第一に勞賃基金説は勞賃として支拂はるべき資本の總額即ち勞賃基



金なるものが一定の時に於て一定することを假定し、一般勞賃は勞働者の數を以て勞賃基金を除したる商であると説くのである。従て此説に據れば一般勞賃の高は勞働者の數に反比例し、勞賃基金に正比例することとなる。然るに勞賃の支拂はるゝ眞の源は、勞働の結果たる生産物の中に存して居り、決して既存の資本の中に存して居ない、只勞働者は由來貧乏て其日の生活に逐はれて居るから生産の完了まで勞賃の支拂を受けずして辛棒すること出来ぬ、故に企業家は既存の資本中より勞賃の支拂をなすのである、故に勞賃は、形式に於ては既存資本より前拂を受くるも實質に於ては生産物の中より支拂はるゝものである。従て生産物の品質が良くなり分量が多くなり、生産物が高く賣れる様になると、勞働者は益々需要せられ勞賃は高まつて来る、之に反すれば勞賃は低くなるべきである故に勞賃の高は勞賃基金に正比例するといふべきでなく、寧ろ勞働の能率竝に勞働需要の烈度に正比例す

るものと謂ふべきである。更に換言すれば勞賃も勞働の需要と供給との關係に依て定まると謂はねばならぬ、故に勞働の供給が同じであるとして勞働の需要が大となれば勞賃は高まりて来る、企業家は此高い勞賃の前拂をなす爲に多くの資金を準備せねばならぬ、若し自分が持ち合せて居らなければ銀行より借りて來ねばならぬ、此の如く論じて來れば、勞賃を前拂すべき資金額は一定の時に於て一定して居るといふこと出来ぬ、勞賃基金が勞賃の額を決定するのでなくて、一定の勞賃の高が勞賃前拂の資金の額を決定するものと謂はねばならぬ。

起債が勞賃を低くするといふ説は其前提たる勞賃基金説が破れるに依て根柢より崩れて來るが更に一步を進めて見るに、此説は俄に是認することの出来ない假定を持て居る、吾々は茲に誤解を避くる爲に勞賃基金の代りに勞賃支拂資金なる説を用ひたい、勞賃支拂資金とは企業家が勞賃支拂に宛つべき資金で、勞働の需要に依て伸縮するもので



ある、此勞賃支拂資金は起債に依て如何なる影響を受くべき乎といふ事が次に研究すべき問題である。

論者は起債を以て常に勞賃基金を奪ふものであるとするのであるが、吾々を以て見れば、さう速断すること出来ぬ、蓋し公債の募集に應ずる資源は必ずしも一ならざるが、大體二に分て見ることが出来る、外資内資即ちそれである。外資を得るは、多く外債を起す場合に之を見らるものであるが、外資輸入し來らば勞賃支拂資金は増すことあるも減ずることない、デヨン、スチュアート、ミルも外債に關しては其說に制限を付して居る、殆ど議論の餘地のない所である。更に進んで内國資本を吸収する場合に就て考ふるも其應募資源は必ずしも企業家が勞賃支拂に宛てんとする資金と限らない、企業に關係ない金持の遊金であることがあり、細民の臍繰金であることがあり、銀行の遊金であることがある、甚しきは起債に依て刺激せられて得たる貯金であることが

ある、是等の資金が國家公共團體に移ればとて、既存の勞賃支拂資金を減ずるものと見ること出来ぬ、勞賃支拂資金が減ずる事ありとせば、そは、企業家が此資金を以て公債に應募したるときでなくてはならぬ、而して企業家が此の如きことを敢てすることありとせば、企業の利益少く従て勞働の需要減じたる時でなければならぬ、然らざれば勞賃支拂の爲めに何時たりとも銀行より更に低利で、融通を得ることの保障あるときでなければならぬ、前の場合に於ては勞賃支拂資金も勞賃も減ずべきであるが、其勞賃の減ずるのは、勞賃支拂資金の減ずるが爲めにあらずして、勞働需要の減じたるが爲めといはねばならぬ、後の場合に於ては勞賃支拂資金は形式に於て減ずるも、實質に於て減ずるものと見ること出来ぬ、こは勞賃支拂資金が弾力性を持つて居るに因る、是が故に起債は常に必ずしも勞賃支拂資金を奪ふものと謂ふこと出来ぬ、



起債が勞賃を低くするといふ説に就て第三に論ずべきことは、資本が國家公共團體に移つた以上は勞賃に没交渉のものであるとする假定である。論者は公債を以て不生産的の經費を支辨するものとするのである、然るに公債は官業を起し又は官業を擴張する爲に之を起すことがある、官業を起し又は官業を擴張する場合は政府が勞働の需要者となつて現はれるのである、公債の手取金の一部は勞賃支拂資金に充てらるべきである、されば起債に依て一旦勞賃支拂資金が奪はれるとしても官業の勞賃支拂資金となつて再現するからには、爲に勞賃の低下を推斷する事出来ぬ。

以上論ずる所に依て之を觀れば起債が勞賃を低くするといふ説は大體に之を斥けねばならぬ、只國家が不生産的の經費を支辨するが爲めに非常巨額の高利公債か若くは強制公債を起して經濟社會の流通資金を殆んど吸収し、銀行をして貸出の餘裕なからしむるに至つた場合には

勞賃支拂資金が伸縮性を失ふが故に、企業家は以て十分に勞賃を支拂ふこと出来ないで、勞賃を低下せざるを得ない羽目に陥るかも知れぬ、併し此の如き場合に勞賃が低下することありとせば、そは勞賃支拂資金のみに因るにあらずして、企業の打撃其他の原因も共に働くに相違ない、現に此説の由來に就て考ふるも奈翁戰爭當時の英國の事情に因ること多い様である。即ち其當時英國は非常巨額の公債を起したが、同時に勞働者は非常の窮境に陥つて居つた、學者は之を見て勞働者の窮苦は起債の結果なりと斷じたのである、併し勞働者の窮苦は産業革命飢饉紙幣の下落戰時の輸入禁止等に因ること多かつたのである。是れ余輩の私言でない、バスタープルの夙に道破した所である。(Bastable,

Public Finance, Bk. V. chap. 5.)

之を要するに、起債は一概に勞賃を低くし以て勞働者の地位を下すものといふこと出来ぬ、從て此點よりして公債の反社會政策的傾向を



推斷すること出來ぬ。

公債の社會政策的傾向若くは反社會政策的傾向を推斷するには公債の持主の何人であるかといふ問題を解決せねばならぬ。

公債の持主は何人である乎といふ點に立脚して觀察する學者は或は公債は貧富の懸絶を大ならしむものであると説く、其代表者はネベニウス (Nebnius) である、曰く、

公債は比較的少數の富豪が所有し一般多數の人より徴收する租税に依て其利子を支拂ふものである、故に公債は一般多數の人の財産若くは所得より取て之を比較的少數の債權者に與へ社會の富の一部に集中する結果を生ずるのである。(E. Nebnius, Der öffentliche Kredit, S. 72)

と、此説に依て觀ると、公債は性質上常に反社會政策的傾向を有するものと斷ぜねばならぬ、併し此の如く概括的に斷案を下すは當を得な

50

此説は第一に公債の持主が少數の富豪に限れるものと假定して居る、所が、カール・ヂイテェル (C. Dietzel) は之に反對して、公債の大部は左程富裕でない人の手に落つるものである、何故なれば、是等の人は企業を營む能力がない爲めに主として公債に放資するに至るからである、論じて居る。余輩を以て之を見るにネベニウスの説もヂイテェルの説も共に半面の眞理を有すると同時に共に極論に走れるの譏を免れない様である。蓋し公債は資金を有する者に就て之を募るのであるから大體富豪が公債の持主となるを事の自然とする、富豪の中には、企業を營む能力なき者少くないから殊にさうである、經濟が發達し多數の民衆も相應の資金を有するに至らば、それが公債の持主となつて現はれ來るも亦當り前のことである。

公債が貧富懸絶を大ならしむとの説は、更に公債の利子の財源を租税と前提し一旦利子が支拂はれると、債權者に依て蓄積せらるゝもの



と假定して居る、然るに生産的公債は依て以て起されたる事業の収益中から利子を支拂ふことが出来る、必ずしも租税に依るを要せぬ、此點に於て此説を制限せねばならぬ、又支拂はれたる利子も債権者に依て或は租税として支拂はれ或は他の消費の爲めに使用せらるゝことがあつて、必ずしも富の集積を來すと限らぬ、此點も多少制限せねばならぬ、併し不生産的公債に於ては利子は租税収入に依て之を支拂はねばならぬ。巨額の公債の持主は利子を得て其處に多くの富を集積するといふ事實も亦起り得べきである。是が故に公債が少數の富豪に集るときは反社會政策的の現象が起ると謂はねばならぬ、之に反して公債が民衆一般の所有する所となれば明に社會政策の趣旨に適ふことゝなるのである。

以上論ずる所に依て之を見れば、公債は其政策如何によりて反社會政策的ともなり社會政策的ともなるものである、公債に社會政策的色

彩を帯びしめやうとせば、公債をして民衆化せしめねばならぬ。

## 二 公債の民衆化

公債の民衆化とは公債が社會一般に普く行き渡ることを云ふ、換言すれば公債が社會の下層級に迄浸潤し、民衆一般の所有する所となるのをいふのである。

公債の民衆化は之に依て表されて居る私財産が集中せざることを意義する、従て其利子も一部少數者の手に集まらないて、社會一般に分配せられることになる。是が故に公債の民衆化はそれ自身社會政策に適ふものと謂はねばならぬ。

公債の民衆化は國民性に依て大に異なるが、又公債政策の如何に依ても異て來る。

公債をして民衆化せしめやうとせば、細民も容易に公債を持ち得るやうの便宜を開かねばならぬ、それには第一に公債證券の額面の小な



るものを發行せねばならぬ、額面の大きなものに至ては、細民の資力を以て買入ること出来ないからである。第二には募集の手續に於て細民の應募を歓迎するやうの手段を採らねばならぬ、而して其手段は種種あれども、取扱店を國內に普遍的に設けること、應募超過の場合に募入を確定する方法として小口無減少方法を採用すること、拂込方法としては、部分拂の方法に依ること等は其主なるものである。公債募集取扱店は中央銀行の支店出張所其他の銀行を以て之に充つるを常とするが、是等の金融機關は多く大都會に在りて小都市並に田舎にない、従て大都市外に在る民衆の應募には不便であると謂はねばならぬ、此缺點を補はうとせば、郵便局を利用するより外あるまい、郵便局は都鄙到る處に存在して居るから民衆は最寄の郵便局に就て容易に申込が出来る。小口無減少募入方法とは應募總額の超過する際に小口の應募者に對して比例的割戻をなさず申込全部を募入と定むる方法である、

故に小口應募の優先法と謂ふてもよろしい。若し小口應募の優先法を採らず比例的割戻をなさん乎、應募總額の非常に超過する場合には細民は公債の割り當に與らぬことにならう、是れ明に公債の民衆化を妨ぐるものである。さればとて細民をして割戻を豫想し資産不相應の應募申込をして募入外づれのなきことを期せしむるは又宜きを得たものでない、何故かといふに、應募總額超過せない場合に細民の申込が全部募入と定められて拂込に窮することあるからである。是が故に小口無減少募入方法は公債の民衆化に必要な政策であると謂はねばならぬ。次には小口無減少募入方法と同じ精神に依り拂込方法として部分拂の制度を採らねばならぬ、部分拂とは拂込を幾回にも分つ方法である、蓋し細民は應募の金額を一纏にして貯て居ると限らぬ、儲けるに従て拂込をせんとする者も少くない、部分拂の方法を採らば此の如き應募者を吸引することが出来る、是れ勞働者に貯蓄を促がす所以であ



る、起債が貯蓄を刺激して新資本を作るといふは此の如き場合である。公債民衆化の第三の方法としては細民をして何時にても公債を買ひ得るの便宜を得せしめねばならぬ、之が爲めには賣債局の如きものを設くるも一策である、賣債局にては政府が何れの時たるを問はず公債證券の需要者ある毎に其公債を賣るのである、丁度專賣局で煙草を賣るが如くである、佛國に於て行はれて居る、故に學者或は佛國式賣債といふ。或は郵便局をして公債を賣らしむるも亦一策である、郵便局は國內に普遍的に存在するが故に一般人民が、就て公債を買ふことを得ば、公債の民衆化に資すること少くあるまい、只公債を賣るには公債の價格を定めねばならぬ、公債の價格は其時に於ける天下の普通の相場でなければならぬ、従て田舎の郵便局が公債を賣るにしても、中央の機關と聯絡を保ち電報で中央市場の相場に依り賣買値段を定め現物は中央機關より郵便で送るやうにせば事務は簡單で済み、而も容易

に公債民衆化の趣旨を實現することが出来やう。



## 第四章 社會政策より觀たる我國の財政

本論は前章の姉妹篇で、前章の序に斷はつて置いた通りである。

本論は我國の財政が社會政策の眼鏡に如何に映ずるかを研究し、それが社會政策的色彩を帶ぶといはんよりは寧ろ反社會政策的色彩を帶ぶることを明にしたものである。

社會政策は財政を手段とし財政は社會政策の目的をも有せねばならぬことは前章に於て之を明にした、そこで余は本論文に於て我國の財政が社會政策の眼鏡に如何に映ずるかを研究して見たいと思ふ、以下經費、官業、租税、公債の各項に分て觀察することとする。

### 第一 我國の經費と社會政策

#### 一 社會政策的立法の經費

我國の經費が社會政策の眼鏡に如何に映ずるかを明にしやうとすれ

ば社會政策的立法の經費と官吏並に雇傭者の俸給手當とを區別して觀察せねばならぬ。

社會政策的立法の經費は、社會政策立法を前提とするものであるが我國に於ける社會政策的立法は貧弱で殆ど見るに足るものない、工場法は制定せられて居るけれど勞働保險法は未だ出來て居ない。國立感化院は最近に出來たけれど其他の養育院養老院等の設備はない。地方費中には救助費なるものがあるけれども諸國の如く完全に救貧の實が擧がつて居ない。

今大正八年度の豫算に就て社會政策的立法に屬する經費を拾て見るに左の數項に出てない。

工場監督費 四、〇〇〇圓

簡易生命保險費 二、六〇九、一六六

感化救濟等の經費 五〇、〇〇〇

國立感化院費 三六、〇〇〇



地方感化院補助費

五〇、〇〇〇

社會政策的立法の經費は觀方によりては尙他の經費をも包括し得らるべけれども、前に擧げたる立法の種類に従ひ右の數項を拾ひ得たのである、固より完全でないので遺漏なきことを保せない。

我國にては此の如く國家の社會政策的經費は極て少く殆ど論ずるに足らぬ、地方費としての社會政策的經費は統計の詳なるものがないから十分明でない、救助費と名づくるものは少くとも社會政策的の經費と見ること出来るが、其額も比較的多くない、即ち左の如くである。

大正元年

同二年

同三年

同四年

同五年

同六年

同七年

八四、六六四

一、三六、二七〇

一、五〇、九六四

一、三六、七六四

一、五三、五九四

一、五八、七六四

一、六七、四三五

之を地方費合計三億圓乃至四億圓に比すれば僅に千分の四若くは千分の五となるに過ぎぬ。

以上論ずる所に依て之を觀れば、社會立法の經費は我國の經費中に於て單に極て僅少なる部分を占むるに過ぎないのである、社會政策的色彩薄しと斷ぜねばならぬ。

## 二 傭人の待遇

次に我國の官吏並に國家の雇傭せる普通の労働者が如何に國家より待遇せられつゝあるかを見やう、此研究には官吏と普通労働者を區別して觀察せねばならぬ。

普通労働者は雇傭契約に依り國家に雇はれたる者で、官吏の如く特別服従關係に這入つたものでない、故に此等の人の得る手當は普通の勞賃であつて俸給でない、從て此等の労働者は普通民間の労働者と區別すること出来ぬ。我國從來の慣習によれば普通労働者は之を傭人と傭員に分ける、傭人とは主として機械的の労働に従ふ者で小使、給仕、守衛、巡視、番人、馭者、運轉手、職工、人夫等を總稱し、傭員とは主として精神的労働に従ふ者で、事務處辨雇、技術勤務雇等を總稱す傭人と傭員とは、雇傭契約に依り雇はるる點に於ては同じであるが、傭員は教育の素養があり、下級官吏の事務を執りて、精神的労働に服



する點に於て大に傭人と異り、寧ろ官吏に近い。故に傭人に對する報酬は傭人料といひ人夫給といひ多く日給であるのに反し、雇員に對する報酬は雇員給といひ月給としてあり、豫算に於ても雇員給は之を傭人料と異なる目として居る。それで雇員給は、官吏の俸給に準じて見る方が便利である、そこで余は茲に傭人料を研究しやうと思ふ。蓋し我國にては官業相當に發達し従て職工の數が多いから職工の給料は財政上重大の意義を有するのである、今最近數年に於ける職工の數竝に給料を見るに左の如くである。

年 度	人 員		給 料 總 額		一日平均一人の給料	
	男	女	男	女	男	女
明治四十一年	七、三四四	六、五五九	三、三六八、八四三	五七、九三三	二、七二七、七七五	七錢
同 四十二年	九、五九四	六、八二〇	二、三六六、二一七	五五、五五一	二、九一六、六六八	七錢
同 四十三年	九、〇三〇	七、六	三、六四四、一三三	五八七、〇六四	三、二三三、一九六	七錢
同 四十四年	七、六四	八、四七九	三、九四九、三六	六〇五、〇〇一	三、六四四、三三九	七錢
大正 元年	九、五六	八、六〇一	二、三六八、九八三	八六〇、三〇二	三、二〇八、二六五	七錢

同 二年	九、七四四	九、三三三	一〇〇、九七六	二〇、一五七、八〇八	九〇三、〇〇二	二、〇六八、一〇	七錢
同 三年	九、三三八	一、九三三	一一〇、一五〇	二、〇三三、六六	九五、七〇	二、九六九、七七	六錢
同 四年	三、〇二八	一、五、四五三	一、三六、四八一	三、八〇九、三九〇	一、三九、三九二	二、三〇三、七二	七錢
同 五年	一、四、二四〇	一、五、九五〇	一、四〇、一九〇	三、九七五、九三一	一、五九四、七四四	三、〇七〇、六六五	八錢
同 六年	二、一、八三	一、三、〇四八	一、三、八七九	三、八〇五、七九	一、五三、〇〇	三、三六、七三六	七錢

右の表に依れば職工給料は戦前より大正六年に至て僅に一割半上騰したるに過ぎぬ、大正七年には臨時手當二割を給し大正八年には同じく五割を給すことになつて居る。

比較の爲に今民間事業界に於ける職工の給料一日平均を見るに左の如くである。

年 度	十四歳以上		十四歳以下	
	男	女	男	女
明治四十一年	五錢	三錢	六錢	三錢
同 四十二年	四錢	二錢	七	三
同 四十三年	五	二	八	四
同 四十四年	五	三	九	四



大正元年	三	元	三	元
同二年	三	元	三	元
同三年	三	元	三	元
同四年	三	元	三	元
同五年	三	元	三	元

之て見れば民間職工給料は戦前より大正五年に至る迄に多少増加して居るけれども、殆ど論ずるに足らぬ、之に比すると官業職工の給料が高く且つ其増率も大であるといへる、さうすると國家が社會政策の模範を示す如くにも見ゆるが、實は必ずしもさう速断すること出来ぬ、蓋し此民間職工給料は實際よりも少額に報告せらるゝ傾があるからである、是れ官廳統計家も亦疑を挿て居る所である。(日本帝國三十七回統計年鑑略説二三頁)

現に最近に至て民間職工の給料が非常に高くなつたことは争ふこと出来ぬ、今京都商業會議所の調査する所に依て大正八年十二月に於ける重なる職工の勞賃を見るに左の如くである。(「月」は月給の義其他は總て日給である)

業種	最高	普通	最低
菓子製造(月)	四〇、〇〇	三〇、〇〇	一五、〇〇
和洋	六〇、〇〇	四〇、〇〇	一五、〇〇
醬油醸造(賄付)(月)	五〇、〇〇	二五、〇〇	一五、〇〇
機織(賄付)	四、〇〇	三、〇〇	七〇
綿	一、五〇	一、〇〇	四五
袋物(賄付)	二、〇〇	一、七〇	一、五〇
洋服仕立	五、〇〇	三、二〇	一、九〇
煉瓦製造(家賃及薪炭給付)	三、五〇	三、〇〇	二、五〇
車製造(晝賄付)	二、〇〇	一、九〇	一、八〇
大工	二、八〇	二、五〇	二、〇〇
左官	三、〇〇	二、五〇	二、三〇
瓦葺	三、二〇	二、七〇	二、四〇
煉瓦	三、一〇	三、〇〇	二、九〇
壘積	三、七〇	三、二〇	三、〇〇
建具	三、〇〇	二、七〇	二、二〇
植木	三、〇〇	二、七〇	二、二〇



塗師	3,000 錢	2,300 錢	1,500 錢
下 靴	2,500	2,000	1,700
煙 草	2,300	2,000	1,700
刻 男	1,200	850	620
女	740	530	380
活 版 植 字	1,820	1,370	1,300
版 摺	1,820	1,650	950
下 男(賄付、月)	20,000	15,000	10,000
女(同)	20,000	10,000	6,000

之で見ると職工の給料は普通三圓内外であるといふ事が出来る、官業職工の給料は大正八年の五割増を算入するも日給一圓二十錢と概算することが出来る。十一割を増すも一圓六七十錢に過ぎない、是に至る官業職工の給料は民間職工の給料に比して却て大に遜色があると謂はねばならぬ。即ち官業職工の待遇は社會政策の模範的なるものと斷言すること出来る。

三 官吏の待遇

我國官吏の俸給に就ては廣義の俸給が如何に分配せられて居るか、第一の問題であり、それが文武官の間に如何に分配せられて居るか、第二の問題であり、更にそれが官吏の高下階級の間に如何に分配せられて居るか、第三の問題である。

是等の諸問題を解決するには先づ我國の俸給の總額を見なければならぬ。之を統計に徴するに最近の俸給費は左の如くである。

年 度	文 官		武 官		恩給扶助料	一時賜金	總計金額
	人員	俸給	人員	俸給			
明治四十一年	29,895	2,772,140	9,205	1,091,623	1,091,623	3,955,386	5,607,272
同 四十二年	30,996	2,815,159	9,366	1,115,475	1,115,475	4,046,109	5,677,109
同 四十三年	31,797	2,858,178	9,527	1,139,327	1,139,327	4,136,832	5,747,000
同 四十四年	32,598	2,901,197	9,688	1,163,179	1,163,179	4,227,554	5,816,893
大正 元年	33,399	2,944,216	9,849	1,187,031	1,187,031	4,318,277	5,886,786
同 二年	34,200	2,987,235	10,010	1,210,883	1,210,883	4,409,000	5,956,679







て初め年々二百四十分一を加へて二百四十分の八十五を以て終る（在職十五年より四十年に至る）遺族扶助料は更に恩給の三分一となつて居る、武官に就ていへば海軍にありては在職俸に對し待命給は十分の八、休職俸は十分の六、停職俸は十分三て陸軍にありては待命俸は在職俸の十分八になるが、休職俸停職俸は官に依て異なる定額を給して居る即ち左の如くである。

	大將	中將	少將	大佐	中佐	少佐	大尉	中尉	少尉	准士官
休職俸	三,000圓	二,000圓	一,700圓	一,200圓	800圓	500圓	300圓	300圓	200圓	100圓
停職俸	1,500圓	1,000圓	700圓	500圓	400圓	300圓	200圓	200圓	100圓	50圓

休職俸に就ていへば正に在職俸の四割内外に當る、次に武官の恩給は在官年數と官階とに依て之を定むるものである、即ち在官年數は十一年より五十年に至り官階は十階級を分ける、親任官たる將官に就ていへば、十一年の始期に於ける千八百圓より漸次進みて五十年の終期に

於ける二千九百七十圓に至るのである。正に在職俸の二割半乃至四割である。武官の遺族扶助料は戰死又は公務の爲に死せるときは恩給の三分二、恩給を受け又は受くべき權利を有して死せるときは恩給の三分一である。

之を要するに休職俸恩給遺族扶助料は少な過ぎる、殊に一生を國家に捧げて後悠々自適せんとする者に在職俸の二割五分乃至三割五分若くは四割の恩給を給するに過ぎざる如きは寧ろ殘酷といはねばならぬ、蓋し是等の退官者は生活費を俄に二割五分乃至三割五分若くは四割に減ずること出來ないからである。遺族扶助料に至ては更に恩給の三分一に下るのであるから遺族は到底安かに生活することは出來ぬ。是に由て之を觀れば俸給總額の在職者非職者退官者遺族の間に於ける分配は甚だ當を失して居ると謂はねばならぬ。

俸給總額の在職者非職者退官者遺族の間に於ける分配は前述の如く



大體在職俸を基準とするのであるから、在職俸の定め方如何に依て大に異らなければならぬ、そこで余は進て少しく在職俸を分析し、それが如何に官吏社會に分配せられて居るかを研究せねばならぬ。

在職俸は文武官に依て異り、官職の高下に依て異り、服務年限に依て異なるが、大體判任官より高等官に至て高く、高等官中にありても奏任官勅任官親任官と次第に高くなるのである。

今文武官を判任奏任勅任に分て大正六年の統計によりて、年俸總額並に平均年俸を見るに左の通りである。

官 文	官 武	勅任 (將官)		奏任 (佐尉官)		判任	
		人	俸	人	俸	人	俸
一人平均	一人平均	七四八	三、二九、八三圓	八八〇人	七三、五七人	七三、五七人	七三、五七人
陸軍	陸軍	一八一人	七九、九〇四圓	一三、〇六三、一五圓	一、四八四圓	二、〇二五人	二、〇二五人
海軍	海軍	九八人	四、三〇圓	一三、三六三、〇四八圓	九七七圓	九七八、八六圓	九七八、八六圓
一人平均	一人平均	四、七三圓	四六二、八七圓	五、〇九、三四六圓	四、四七人	一三、七四六人	一三、七四六人
				一、二六四圓	三、三一、三六八圓	四六三圓	三、三一、三六八圓
					二、四二四圓	二、四二四圓	二、四二四圓

此表に依て之を觀れば勅任官は平均月收三百三十四圓乃至四百圓を得て居る、奏任官は月收八十圓乃至百二十圓、判任官に至ては月收二十圓乃至四十圓に過ぎぬ、大正八年度に於ては五割の臨時手当がありとしても、奏任以下の官吏は身分地位に相應する生活出來べくもあらず、甚しきは生活を脅かされて居ると謂ふべきである。

こは在職俸の平均額より推論したものであるが、更に法規に據て俸給の定額を見るに、文官にありては、親任官は五千圓乃至一萬二千圓で勅任官は概ね三千圓乃至五千圓である、奏任官に至ては俸給を一號乃至五號に分ち各號に付て等級を分て居る、即ち左の如くである。

級 俸	第一號	第二號	第三號	第四號	第五號
一級	二、〇〇〇圓	二、〇〇〇圓	二、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	二、〇〇〇圓
二級	二、〇〇〇圓	二、〇〇〇圓	一、七〇〇圓	一、〇〇〇圓	二、〇〇〇圓
三級	二、〇〇〇圓	二、〇〇〇圓	一、七〇〇圓	一、〇〇〇圓	二、〇〇〇圓
四級	二、〇〇〇圓	二、〇〇〇圓	一、七〇〇圓	一、〇〇〇圓	二、〇〇〇圓
五級	二、〇〇〇圓	二、〇〇〇圓	一、七〇〇圓	一、〇〇〇圓	二、〇〇〇圓



六級	1,700	1,200	1,000	800	1,700
七級	1,500	1,100	800	700	1,500
八級	1,200	1,000	700	600	1,200
九級	1,000	800	500	500	1,000
十級	1,000	700	500	500	1,000
十一級	1,000	700	500	500	1,000
十二級	1,000	700	500	500	1,000

此の如く奏任文官の俸給は級俸と號俸との二方面より定まるものであるが、號俸は官吏の種類に依て定まり、級俸は同一官等の間にも差あるが、原則としては官等の進むに従て進むものである。而して其官等に相當する級俸は左の如くである。

官等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等
第一號	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
第二號	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
第三號	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級

第四號

但し特殊の官にありては官等進むも必ずしも俸級の進まざるものがある。

教育感化に關係する官吏即ち大學教授諸學校々長教諭監學官史料編纂官、國立感化院長、警察講習所長等は官等に關係なく勅任奏任を通じて別個の級俸を受けるが概して普通の行政官に比し其額低いのである。判任官の俸給も亦左の如く一級より十一級を分つのである。

級俸	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級
月額	九百	七百	六百	五百	四百	三百	二百	二百	二百	二百	二百

武官の俸給は大將に對する七千五百圓より順次遞下して少佐に對する千五百餘圓に至り、尉官以下は俸給に等級を附して居る、即ち左の如くである。

大尉	一等	二等	三等	中尉	一等	二等	少尉	特務士官	候補生	准尉准士官	一等	二等	三等	四等
陸軍	1,200	1,000	900	640	550	460	100	100	100	640	630	100	100	100
海軍	1,380	1,095	950	730	670	540	985	900	355	750	660	630	630	540



以上述ぶる所に依て之を觀るに俸給は文武官を通じて、高等官は月額四十圓以上で判任官は月額二十圓以上と見てよい、尤も此外に年功加俸任地加俸職務加俸があるから、其加俸を得る條件に適ふ者は一定の俸給にそれ丈加へたる額を得る事になる、是が故に前に述べたるものは最下限と見て差支ない、之を要するに我國官吏の在職俸は勅任奏任判任の間に區別を立てて居るが其額は皆低きに失して居る、其文武官の間に差別を設けて同文官の間にも普通の行政官と教官其他との間に大なる差別を設けて居るのは社會上同じ地位を要求すべき人に強て異なる物質的待遇を與ふるものであつて分配政策上宜しきを得たるものでないといふはねばならぬ。

四 官吏雇員傭人の生活不安定

以上論ずる所に依て之を見れば國家の雇へる普通労働者に對する待遇は社會政策上模範的でないければならぬのに、實際はさうなつて居な

い、官吏に對する俸給は其生活の安定を確保するものでなければならぬのに實際はこの要求を充して居らぬ、余は尙進で戦争以來物價騰貴の大勢と俸給給料を比較して此斷案を吟味して見やう。日本銀行並に大阪朝日新聞が東京と大阪とで調査する所に依て觀れば物價は月に依て多少の例外はあれど大體順を逐て次第に騰貴して已まぬ勢を示して居る、大正八年十一月中の物價を大正三年六月の物價に比較すると左の如き昂騰を示して居る。

平均物價指數	東京		大阪	
	大正三年六月	同八年十一月	大正三年六月	同八年十一月
穀類	一〇〇	二九二	一〇〇	二六九
穀物以外の食料品	一〇〇	二七一	一〇〇	二八五
織維工業品	一〇〇	三八一	一〇〇	四八〇
生絲及其製品	一〇〇	三〇一	一〇〇	二四七
建築材料	一〇〇	二四九	一〇〇	三四七
鑛産物及製品	一〇〇	三一九	一〇〇	二四八
雜品	一〇〇	二六五	一〇〇	二四五
總平均	一〇〇	二九九	一〇〇	三〇一



之に依ると今日の物價は戰前の物價より三倍騰貴して居るのである。

物價は此の如く異常の勢を以て騰貴した、之を反對の方面より觀察すれば貨幣の購買力は三割三分となつた。それであるから官吏並に普通労働者で戰前から今日迄に同一額の俸給給料を受けて居るものは貨幣購買力の減少に伴ひてそれだけ俸給給料を減ぜられたと同じ境遇に居る譯である、論理を以て推し詰めると俸給給料は戰前に比し三倍増されねばならぬ、さうでないと言吏並に普通労働者の地位は戰前よりも下らざるを得ない。之を實際に徴するに大正八年度に於て政府は臨時手當として五割を増給することにして居る、大正九年度に於て政府は七分乃至十一割の増俸をなさんとして居る、平均七割半の増俸である、五割とか七割半とかは如何なる標準から出たものであるか、そこに學理的根據がない、兎に角物價が三倍も騰貴して居るのに五割や七割半しか増給せないのは官吏や雇員や傭人の社會上の地位を下し其生

活を不安定ならしむるものと謂はねばならぬ、是では官吏や雇員や傭人の間に社會問題が起らざるを得ない、否現に國家の使用せる普通労働者の間に社會問題は起つて居る、印刷局並に東京砲兵工廠の職工は同盟罷業をしたてはないか、其他の職工にありては或は事實上時間外の勤務に服せなかつたり、或は仕事を怠りて所謂サボタージエを遣つたり、或は最寄り／＼に團結して増給を迫つたりする者もある、兎に角不穩の風が吹き荒さみ國家の労働者を靡かして更に進ては下級官吏公吏をも捲き込みつゝあるやうである、或る地方では小學校教員が同盟して増俸を迫り同盟罷業を以て脅かしつつあるといふ報導があつたてはないか、余は是等がどれだけ確かであるか知らぬ、されど一葉落ちて天下の秋を知る、此等の斷片的事實は官公吏並に雇傭者の間に人心の動搖せることを反證するものといふことが出来る、こは勿論思想問題より來て居るものもあらうが其主要なる原因は生活問題である、



生活が不安であつて人心の動搖なきを期するは六ヶ敷いことである、そこで余は我國の官公吏並に國家勞働者の間に社會問題が現實に起つて居ることを斷言せんとするのである。

此官吏並に國家の勞働者の間に起る社會問題を解決せんとせば國家が官吏並に勞働者の生活の安定を保障せねばならぬ、官吏並に國家勞働者の生活を安定せしめんとせば俸給給料を十二分に増すより外ない、是は社會政策上絕對に必要である。

余は既に大正七年の議會に於て其必要を述べた、其當時の大藏大臣勝田氏は冷々淡々に、「官吏は自制すべきものである」といつてはね付けた、是れ恐らく日本財政家の普通の考へ方であらうが、官吏の生活を不安ならしめて之に自制を強ゆるの筆法を採つたればこそ今日に於ける官吏社界の人心動搖を招致したのである、其罪は我國の財政家にあるのである。吾々は此政策の非を鳴らすと共に速に之を改むるの必要を唱へざるを得ないのである。

## 第二 我國の官業と社會政策

我國に於ても官有財産並に官業といふべきもの少くない、鐵道、郵便、電信、電話、郵便貯金、簡易生命保險、製鐵、印刷、造幣、製絨、造兵、造船等の事業を國家が經營し、水道、電鐵、電燈、瓦斯等を市が經營して居る。一寸見れば餘程社會政策的色彩を帯びて居る様であるが、よく分析して見なければ輕々に判斷を下す譯に行かぬ。

鐵道は明治の初年より政府自ら之を敷設し初め、年を逐て其線路も次第に延長せしが明治三十九年鐵道國有法を定め鐵道國有の主義を一定し全國の私設鐵道十七社を買上ぐる事となり、翌四十年十月に其業を終へた、此くして大體幹線は政府の手に歸した、小鐵道の如きは尙私設會社の有として残れるもの少くない。



郵便も明治の初年之を獨占官營とし、明治二十五年よりは小包郵便を創め同三十三年よりは價格表記現金取立に關する事務を開き、郵便附屬事業を擴張し來つた、電信も亦明治の初年より獨占官營とし、電話は明治二十三年より之を創めて政府の獨占官營とした。

郵便貯金の制度も明治八年より之を創め同時に郵便爲替事務をも扱つて居つたが、明治三十九年よりは更に郵便貯金振替の制度をも加ふるに至つた。

簡易生命保險は之に反し最近の創始にかゝる、即ち大正五年より之を始めたに過ぎぬ。

造幣局、印刷局、千住製絨所、砲兵工廠、海軍工廠等は共に古るい歴史を持つて居るが、製鐵所は明治二十九年より以來、海軍火藥廠は大正七年より以來の官營事業である。

此の如く我國官業は既に明治維新の後に其大體の輪廓を備へ日清日

露戰役後に更に之を擴大したともいふ事が出来る、併し乍らそは現存せる官業を歴史的に見て判斷したるに過ぎぬ、若し夫れ官業の全體に就て歴史的考察を加へん乎、其初に官業たりしものにして民業に移れるもの少しとせない、纖維工場、鐵工場、窯業、採鑛業等の如し、是等の事業は多く明治の初年に之を起し明治十五六年頃より同二十三四年の頃迄に之を拂下げた、其模範工場たる性質を有するものは、之を拂下ぐるも強ち社會政策に反せりといふ事を得ないけれども、其獨占的性質を有するものに至ては社會政策上之を惜まねばならぬ、採鑛業に關するものに於て最も然りである、明治の初年に於ては我國政府の所有にかゝれる鑛山少くなかつた、佐渡、生野、小坂、三池、高島、阿仁、院内、廣島、大葛、川口、荒川、油戸、幌内、岩内、唐津等の鑛山は即ちそれであつた、是等の鑛山には政府は大なる資本を投じ、又外國より技師を聘し經營怠りなかつたが、明治七年には既に高島炭



坑を賣り下げ、明治十七八年には其他の鑛山を順次拂下げ、僅に佐渡生野、三池、廣島、唐津等を餘すに過ぎなかつた、而して其三池は明治二十二年に三井に賣り下げられ、佐渡生野は同二十三年に御料に移され後三菱會社の手に這入つた、然るに日清戰役後枝光製鐵所の設立せらるゝや原料品の供給を確保するが爲めに、二瀬炭坑、赤谷鑛山を買上げ、海軍の燃料を得んが爲めに日露戰役後海軍探炭所を起し、新原、御徳、大嶺の三炭坑を買上げた、(拙著財政學第一卷四〇六頁)若し後に至て炭山を要するものならば初に拂ひ下げたのは誤りと謂はねばならぬ、且つ國家が又鐵道を經營する以上は製鐵所の設立なくとも多くの石炭を要するものであるから、炭坑は拂下ぐべきではなかつた、若し曩に我政府が三池、高島等の炭坑を拂下げなかつたならば、今日其所有者の獲得しつゝある利益は國庫に歸し、國庫を富ますこと少くなかつたであらう。然らば則ち是等の拂下は反社會政策的の遣り方であつたと評せねばならぬ。

余は更に現在の我官業が社會政策上幾何の價值を有するかを考察して見やう、それには先づ官業の収入が幾何に達して居るかを調べて見ねばならぬ。今大正八年の豫算に依ると左の如くである。

	總收入	經營費	收益	豫備金
帝國鐵道	二七五、九〇、六五〇	一七三、三〇、六四〇	一〇三、五〇、〇一〇	五〇、〇〇〇
臺灣鐵道	八、六九四、六六六	六、四四七、六三〇	二、二四七、〇三六	—
朝鮮鐵道	—	—	四、三三三、三六八	—
郵便電信電話	二六、八六六、九三三	五〇、六四六、二九五	七六、三三〇、六九七	—
大藏省預金	三五、三〇〇、一六六	二八、四九九、八六三	六、八〇〇、三三三	—
簡易保險	四、八九九、八三〇	二、七九一、一六六	二、一〇八、六六四	一四〇、〇〇〇
造幣局	一九、三九九、四四〇	一五、〇九〇、五九九	四、二〇八、八八一	—
印刷局	五、九九九、四七〇	五、四〇三、八七五	五五五、五九五	一〇、〇〇〇
千住製絨所	一〇、五七七、〇〇八	八、七〇〇、八〇三	一、八七六、二〇五	一、〇〇三、〇〇〇
東京砲兵工廠	六二、二五五、七五八	三三、七七一、〇九八	三〇、〇八四、七〇〇	三〇、〇一五、〇〇〇
大阪砲兵工廠	九五、八六三、〇〇〇	三五、七六六、四五〇	六〇、〇八六、五五〇	六五、〇一〇、〇〇〇
海軍工廠資金	七五、三四三、四六七	七四、四九九、〇九八	七五三、三六八	—
海軍火藥廠	六、七八八、八六六	六、六六八、〇三六	一一〇、八三〇	一〇、〇〇〇
海軍探炭所	六、六〇一、七六六	六、五五五、三〇七	四六、四五九	四、五〇〇
製鐵所	一六七、〇八八、八三三	一三三、〇七九、四四四	三四、〇〇九、三八八	一〇、〇〇〇
森林	一六、五三三、三六六	五、五〇九、八七三	一一、〇二三、四九三	—



計

九六、八二、三〇〇

五八、〇八、〇八〇

三三三、〇五、三二〇

一〇〇

右の表中で大蔵省預金は郵便貯金を主なるものとす、其總收入に當るものは運用の結果として得たる利子である、経費の項に記せるものは貯金者に支拂ふ利子で一般會計に繰入れるべきものである。

此表を觀ても總收入として政府の手に一旦這入つて來る金額は八九億圓に上り、純益にても三億圓に達して居る、若し政府が是等の官業なり官有財産を皆拂下げて民有民業に移したならば此の如き巨額の收入は私人に歸し其私人の中にも主として富豪に歸するであらう、蓋し是等の企業は或は獨占に歸し然らずとも大資本に依て經營せらるゝものであるから、民業と云へば大資本家の手に入るより外ないからである、果して然りとせば我國の官業も富の分配の不平等となるを妨げて居ると謂はねばならぬ。

此の如く論じ來れば我國の官業も亦社會政策上多少の意義を有して居ると認めねばならぬ、併し乍ら、社會政策の上から見れば未だ理想的のものとは云へぬ、社會政策の眼鏡で見れば、尙官業の擴張をせね

ばならぬもの多く存在して居る、余の見る所を以てすれば、一番に官業の領域内に入つて來なければならぬものは水力電氣等の動力工業であらうと思ふ、水力の如きは、國內に限定せられて自然的獨占の性質を帯び、其電力は電燈に點せられ、電鐵を動かし、發達し來るべき諸工業に動力を供給するものである、若し電鐵電燈等を市營とせねばならぬとすれば、電力工業を市營とし若くは國營とすることを許さねばならぬ。

次に眼を轉じて我國の地方財政に於ける官有財産並に官業を見るに、吾人は其貧弱なるに驚かざるを得ない。都市が水道、電鐵、電燈、瓦斯等の事業を經營するは、都市社會政策上極めて必要の事に屬するのであるが、我國に於ては却て私有私營が榮えて居る、最近に至りて大都に於て多少市營の氣運が生じて來たに過ぎぬ、即ち電氣事業に就ては東京、京都、大阪、神戸、仙臺、静岡等に於て、瓦斯事業に就ては横濱、



福井等に於て市營主義が行はれて來た、併し乍ら東京、京都、大阪の如き三大都市に於ても尙電燈に關しては私設會社が勢力を張て居るのである、電鐵經營を市の獨占とし乍ら、電燈事業を市の獨占とせないのは不徹底といはねばならぬ、又電燈事業を市營とし乍ら之と同様に熱力光力を供給する瓦斯事業を市營とせないのも亦不徹底と謂はねばならぬ只水道事業に就ては近來大に發達して來た跡が見ゆる、今之を統計に徴するに左の如くである。

年	水道數	水管延長	水料總額
明治二十一年	一	二六	五九、三二七
同 二六年	三	三七	八六、六七〇
同 三一年	七	一四一	四〇五、九三二
同 三六年	一三	四四〇	一、六九〇、二八五
同 四一年	一九	五一九	二、八四三、六九一
同 四二年	二三	五九四	三、四五九、七四二
同 四三年	二四	六三三	五、〇九七、八一九
同 四四年	三二	六八六	三、五八八、三七七

年	大正元年	同 二年	同 三年	同 四年	同 五年
水道數	三四	三九	四二	四九	五〇
水管延長	七七九	八六三	七九三	八六〇	八八八
水料總額	四、一五九、六四七	五、六三四、五〇二	五、九五四、八二二	六、一三七、一一三	六、九五五、五四一

今其如何に我國の都市が此點に於て後れて居るかを見るが爲に獨逸並に英國を引合に出して見やう。

獨逸に於ては水道瓦斯電氣等の事業は多く都市の經營する所となつて居る、エトエベルグに據て、二萬人以上の人口を有する都市二百十九に就て是等事業の數並に市營の數を示すと左の如くである。(Etheberg, Finanzwissenschft. 12, Aufl. S. 565.)

總數	水道		瓦斯		電氣	
	絕對數	百分比	絕對數	百分比	絕對數	百分比
市營數	二一四	六%	二一六	六・六%	一七〇	七・六%
總數	二〇二	九%	一七七	八%	一二五	五・九%

英國に於ても市營事業は大に發達して居る最近の統計に徴すると左の如くである。(The Statesman's Year-book, 1904, p. 51.)



水	英蘭及ウエールス	蘇	愛
道	五、一三五、一五五	一、〇八四、六四一	三四一、四九九
瓦	七、八〇四、五五八	一、九八七、九一八	三九三、三五三
電	四、〇二三、三八一	六二五、八七九	一六五、五〇二
電	八、八五四、九七六	一、三一六、九七二	二一八、三〇一
計	三五、八一八、〇七〇	五、〇一五、四一〇	一、二一八、六五五
地	六五、一五二、二〇九	六、八一、一〇五	三、三一七、二〇一
方			
稅			

此表に依り、市營事業収入を地方稅に比較して見ると英蘭ウエールスにては約四割、蘇蘭にては七割強、愛蘭にては三割四分となる、如何に官業収入の地方財政に重きを爲すかを知るべきである、余は此論文に於て外國の財政と其社會政策との關係を研究せんとするのではないが、英獨の例を見れば如何に我國の未だ共に談ずるに足らぬかと判かるから茲に引用した迄である。

又歐洲諸國にては、都市が貯蓄銀行を營むもの頗る多いのであるが、我國に於ては其例を聞かぬ。

之を要するに我國の都市財政に於ては、官業の見るに足るものない、其間に社會政策は殆ど講ぜられて居ないと謂はねばならぬ。

### 第三 我國の租稅と社會政策

我國の租稅が社會政策の眼鏡に如何に映ずるかに關しては、余は嘗て社會政策學會の大會に於て之を發表したから(社會政策學會論叢第九冊四一頁乃至七六頁)茲に重ねて贅するの必要がない、只大體の論旨を述ぶるに止めて置く。我國の租稅制度には社會政策の痕跡の存して居る所もあるが、大體からいふと反社會政策的方向に走つて居るといふべきである。

第一に消費稅に就て之を見やう。元來消費稅は一般の人の消費する物品を課稅客體とするが故に一般の人殊に貧者階級の負擔となるを免れぬ、從て稅の性質から反社會政策的傾向を有するものといふことが出来る、然るに我國の稅制にては、殊に貧者階級のみの負擔となるべ



き租税が多くある、鹽の專賣によりて税せらるゝが如き、醬油税、自家用醬油税の如き、石油消費税の如き皆さうである、石油消費税がありて電燈税がない、田舎の貧乏人を税して都會の商工業者を税せないとはいへる、織物消費税にては絹織物も木綿織物も一樣に律して其間に差別をつけぬ、砂糖消費税や烟草專賣による課税に於ては品物に就て等級を附し税率を異にし稍富者に重く課し貧者に軽く税するの趣旨を表はして居るけれども織物消費税は之と全く異て居る、貧者富者を同一率にて税するは貧者の負擔を重くすることに歸するのである、是が故に我國の消費税は大體に於て反社會政策的のものであると論斷せねばならぬ。

消費税が反社會政策的であつても所謂直接税並に流通税に於て富者に重く課する事になつて居れば、租税制度全體に於て社會政策的色彩が生じて來るが、我國の所謂直接税流通税は、さうなつて居ない、流通税中には通行税の如く主として貧者階級に税するものがあり印紙税登録税の如き主として富者階級に税するものがあるが、大體からいへば貧富兩階級に税するものである。

所謂直接税の組立てからいへば、所得税を中心とし、戰時利得税、地租、營業税、相續税を配して居る、土地増價税、家屋税、一般財産税の如きはまだ租税立法の上に現はれて來て居ない、而して戰時利得税は、大正八年度を限り廢止せらるゝ筈であるから、富者階級に對する課税は其種類に於て盡して居ない、戰時利得税は其性質上臨時的のものであるけれども、苟くも戰爭の影響已まざる限りは之を課すべきである、戰爭は大正八年度に終熄するものと見得られるであらうが、戰爭の餘波は仲々容易に止むまい、而して其戰爭の餘波に依て大に利得する者に課税せざるは、富者階級に對する税が不十分であるといはねばならぬ、諸國の例を見るに、戰爭が初まりて逸早く此種の税を起



し戦後には之を變形して超過利得税とし、利得が一定の率を超えたるときには皆之に課税するとして戦時利得税の精神を永く繼承して行くことになつて居る、我國は戦争初まつても戦時利得税を起すに躊躇し、漸く大正七年度に至て税法が出来たが、之を行ふこと僅に二年にして之を廢せんとして居る、歐米諸國と比べて見れば、非常の相違がある、偶々我國の富者階級課税の不徹底を反證するものである。

次に所謂直接税の中心たるべき所得税は如何といふに、富者階級重課の不徹底更に甚しきものがある、第四十二議會には改正案が提出せられてあるが、先づ現行法に就て之を見るに、其累進税を課して居るのは、可なれども、其税率が個人所得に重く、合資合名會社の所得に軽い、株式會社株式合資會社の所得に至ては累進税率を以て課せず比例税率を以て課するに止まつて居る、大資本になる程軽く税して居ると謂はねばならぬ、然り而して個人所得税は一般所得税の形を備へて

居るけれども株式會社の配當金賞與金公債社債の利子等より成る所得を除外するが故に、今日の經濟社會に分配せらるべき國民所得の大部分を逸して居る、勿論是等の有價證券よりする利得は、或は株式會社所得税として間接に課せられ或は第二種所得税として課せられて居ると云ふ事が出来やうが、前者は實際に於て株式會社の營業費と同様に控除せらるゝが故に、配當に影響せないこと多く、從て個人の手に渡るべき配當金は何等の租税を負擔せぬともいへる、後者も國債に至ては全く免税せられて居る、一步を讓て是等が皆一度課税せられて居ると見ても、そは財源に就て別々に税するものなるが故に一般所得税を形作らずして單に収益税の一種と見るべきである、即ち地主が地租を拂ひ營業税者が營業税を拂ふ様に、株主も配當税を拂ひ公債社債の持主も公債社債利子税を拂ふものと見るべきで、皆収益税の性質を帯びて居る、地主や營業者は此収益税の外に、更に所得税を負擔して居る



のであるから、株主も公債社債持主も収益税の外に所得税を負擔して然るべきである、然るに今日の我税法にては之を負擔せないことになつて居る、思ふに經濟の進歩は農業國より商工業國に移るを順序とす、従て一國の富の中心は不動産より有價證券に移るものである、我國の現状は此過渡の時代に居るもので、年々商工業が榮え歳々會社が増加して、有價證券は愈々殖えつつあるのである、此時に當て株式會社に最も軽く税し有價證券の收入を免税し若くは軽く税するは富者をして益々富ましめ分配の不平等を愈々激しくするものと謂はねばならぬ、是れ即ち反社會政策的傾向を示すものに外ならぬ、更に個人所得税に就て之を考ふるに、累進税率を課して一見正義に適へるが如きも、其千以下の額にも千分の三十、千圓を超ゆる額には千分の四十を以て税し、所得の少き者も比較的重い負擔をせねばならぬ、而して俸給に衣食する智識階級は恒産なく而も恒心あるの徒にして所得の申告を偽

ることないが、恒産を有する人々は却て所得の申告に於て偽ること多いのが常である、故に個人所得税にても其實際の作用からいへば無資産階級が比較的重く税せられて、有産階級が比較的軽く税せられて居るのである、是れ亦反社會政策的であると謂はねばならぬ。

第四十二議會に提出せられたる改正案は種々の點に於て進歩の跡を示して居るけれども、まだ不徹底の譏を免れぬ、先づ個人所得税に就て見るに、法人より受くる配當金及び賞與金は從來個人に對して課税する所なかりしを改めて、之を他の所得と綜合し、個人所得税として課することとなり、從來の缺點の一を除て居る、是れ慥に一の進歩である。併し乍ら國債の利子が無税とし地方債社債の利子は第二種所得税として從來の儘に存するのみならず、更に定期預金の利子を社債の利子と同様に税せんとして居る、従て是等の有價證券の收入は資本利子税と



して一度軽く税せらるゝのみで、個人所得に綜合して課税せられない、そこで一般所得税の普通性を毀けることになる、是れ改正案の不徹底なる所以の一である、又個人所得税に於ては小所得に對する控除査定を廢したれども、勤勞所得に對する控除歩合を多くし(六千圓以下は二割控除)、新に三千圓以下の所得者が同居家族中老幼者又は不具者を有する場合に於て其所得額中より一定の金額を控除するの輕減方法を加へ、此二種の控除を爲したる殘額を以て課税最低限を定むること、し、其課税最低限は從來の五百圓を六百圓に高めんとして居る、換言すれば控除したる殘額が六百圓に達せざれば免税せらるゝことゝなるが故に、千圓に満たざる勤勞所得者にして老幼者二人を有する者は悉く免税となる譯である、更に税率に就て之を見るに、從來千圓以下の額に千分の三十、千圓を超える額に千分の四十、最高級(第十四階目)二十萬圓に對して千分の三百を課して居るが、改正案は八百圓以下に百

分の一、八百圓を超える額に百分の一半、千圓を超える額に百分の二、最高級(二十四階目)に百分の五十を課せんとして居る、小所得者に軽く、大所得者に重く税するの精神も見えて、從來の缺點の一を除て居る、是れ儘に一の進歩である、併し乍ら免税點を六百圓とするは物價激騰の今日に於て未だ十分とすること出來ぬ、累進の階段は從來よりも密となつたけれども尙粗に過ぐるの嫌があり、税率百分一を以て初むるは從來よりも低くなつたけれども、免税せらるゝ者との權衡上依然高きに失して居ると謂はねばならぬ、之に反して最高税率は百分の五十に進むて居るけれども、配當を隠す方法が講ぜられ従て大所得を遺憾なく課すること出來ない虞がある、是れ改正案の不徹底なる所以の二である、更に法人所得税に就て之を見るに、從來の源泉課税を廢し其益金を株主等に配當したる場合個人に對して課税することゝし、配當を爲さずして社内に留保する所得金額に對してのみ課税することゝな



り、其税率は百分の七半であつて合名會社合資會社株式會社株式合資會社の間に差別を設けぬ、又法人の所得が其運用資本に對する利廻八分を超過するときは其超過割合の多少に應じ百分の一乃至百分の十の超過累進率を以て課税することとなつて居る、超過利得税の精神が表はれ來たもので慥に一の進歩といふ事が出来る、然れども、法人が配當を少くし積立金後期繰越金の名を以て社内留保を多くすれば其時は留保税を課せらるゝも次の計算期よりは運用資本として働くが故に超過利得税を免れ若くは極て輕き税を負擔するに過ぎざる事となる、而して留保税はといふに株式會社株式合資會社に於ては從來と異なる所なく、合名會社合資會社に至ては從來の累進税を免れ大に税の負擔を輕減せらるゝ譯である、故に將來富豪にして合名會社を組織し之をして株券を所有せしめ株の配當金を其所得とし他の所得と一緒に社内留保税を支拂ふのみで逃げんとする者が出來て來るに相違ない、是れ改正

案が不徹底なる所以の三である、斯くして法人所得税と個人所得税との間には輕重の差甚しく、法人偏愛の弊依然として存することとなる、是が故に改正案に依るも所得税は大體の所尙反社會政策的たることを免れぬと謂はねばならぬ。

之を要するに、消費税といひ、直接税といひ、皆反社會政策的となつて居る。此の如き税制の存する限り、分配の不平等は愈々甚しくなるものと斷ぜねばならぬ。

以上は租税法の上から論斷したのであるが、更に進て統計に徴して見たい。

大體論からいふと消費税は主として貧者階級を税するものであり、所謂直接税は主として富者階級を税するものであり、流通税は貧富兩階級を税するものであるが、其中でも通行税は主として貧者階級を税し、兌換券發行税、取引所税、噸税、印紙税、登録税其他の印紙收入



は主として富者階級を税するものといへる。故に消費税並に通行税の収入と所謂直接税並に通行税以外の流通税の収入とを比較すれば、貧者階級の負擔と富者階級の負擔と何れが重きか何れが輕きかを知るこゝとが出来る。依て茲に最近の統計に依り此區別に従ひ、兩種の租税の収入を對照して見やう。

	大正五年決算	大正六年現計	大正七年豫算	大正八年豫算
所得税	五二、二八四、三二四	九四、六六八、四〇四	六六、四六三、〇九五	一三二、〇四五、六五〇
戦時利得税	—	—	一八、〇五三、一三五	九二、六二五、三四九
地租	七三、二七四、一五六	七三、四八四、一八八	七三、二七五、七九九	七三、八〇九、五三三
營業税	三三、八三三、八六七	二六、四六六、八三三	二六、三〇七、二六八	三三、七四五、六〇六
相續税	四、〇七七、八七六	四、九八八、三二五	三、六〇三、八五一	三、九四三、九九四
礦業税	四、〇三三、四五三	五、九八八、四八〇	三、八六〇、三四六	五、〇八五、三三三
賣藥營業税	二三五、八八九	二四三、〇一七	二二七、七三二	二三八、三四三
兌換券發行税	一、三三〇、五五五	三九八、七六七	八九六、二五七	八九六、二五七
取引所税	九、三六六、〇八五	一〇、八九九、四六五	七、四九一、六八八	八、五二〇、五三〇
順税	六〇三、二七〇	六八八、三八一	五七〇、七二四	五五九、〇六二
直接税流通税計	一六六、九七九、三三三	三三三、三三三、七三三	二〇〇、六四八、七三三	三三三、〇四九、四三三

	大正五年決算	大正六年現計	大正七年豫算	大正八年豫算
通行税	五、二五四、七三四	六、二七三、〇八七	五、二五四、一七五	六、九六五、〇四〇
酒税	八九、八三七、四三三	一〇六、八七一、一五三	九四、六二二、五七八	一〇九、三三七、九六三
醬油税	五、三三三、八〇八	五、二九〇、〇九七	五、八三三、四八〇	五、二四九、七九〇
砂糖消費税	二七、四四三、三六六	二九、八二五、四八五	二六、五〇九、四七三	三二、一二三、五三八
織物消費税	一六、七六〇、五五〇	一九、一五五、七一九	一七、九三三、五四一	二二、八九四、六四六
石油消費税	一、一六五、九四九	一、〇三九、四三六	九四三、三三一	一、〇二二、九六一
關稅	三五、九一八、九五〇	四五、三〇三、九五三	三五、二三八、四六〇	五九、三九三、七四七
專賣收入	六七、二七三、七三二	七七、五九二、六六〇	七二、九二一、九八二	七三、八〇七、七四二
消費税(通行税を加ふ)計	二四八、八三三、〇八四	二九一、八六六、五九〇	二七三、七四七、〇八〇	三〇四、七七一、四三六

尙印紙收入の中には印紙税登録税等租税に屬するものが含まれて居るけれど、手数料使用料と分たれないから之を省く、且つ是等の税は富者の負擔に歸するのみならず貧者の負擔にも歸するものが多いから之を計算外に置いても差支ない。

此表で見ても、我國の租税は貧者階級に重く富者階級に輕きことが判る、大正八年度の豫算にては直接税流通税の額が消費税の額より多くなつて居るけれども、それは、一億圓に近き戦時利得税を加算して居るからである、大正九年度より戦時利得税が廢止せらるれば直接税の額は著しく少くなるであらう、兎に角税制の上に富者階級を税するこ



と貧者階級を税するより輕くなつて居ることは争はれない。

此の如く收入統計の上より見るも、我國の租税は反社會政策的となつて居ると斷せねばならぬ。

#### 第四 我國の公債と社會政策

公債が社會政策の色彩を帶ぶる爲には、それが民衆化せねばならぬことは前章に於て論じたる通りである。

我國の實際に徴するに公債の民衆化といふ政策は未だ十分に行はれて居ない、固より其種々の方法の中で形許り存して居るものはあるが徹底的に實行せられて居ない。

第一に公債の額面に就て之を見るに日露戰役以來、二十五圓、五十圓といふ小券面の公債證券を發行する様になつた、是れ公債の民衆化を行ふ一方法たるに相違なけれど、當局者は之に非常の力を入れて居

るとも見えぬ、只千圓五千圓一萬圓の券面の公債と並び發行して富者の資金に加へて細民の資金を吸收する一方便とするのみにして之に依つて社會政策を行はんとするの大抱負が見えない。

次に公債の募集手續に關しても、其取扱店は日本銀行本支店出張所又は其派出所及日本銀行代理店又は其出張所を以て之に充つるを常とし、全國に普遍する郵便局を利用することなかつた、只本年七月一千万圓の國庫證券を發行するに方り初めて郵便局を利用した、其成績は未だ知ることを得ないが、其遣り方宜きを得ば公債を民衆化するに少からざる効果があらうと思ふ。

公債の應募超過したる場合に小口無減少方法に依つて小口應募者に優先權を與ふることは我國に於ても夙に之を認め、整理公債發行の際にも既に之を實行した、日露戰役當時第一回國庫債券發行の際にも此方法を採用したが、成績不良の爲めに其後の國庫債券發行には之を廢し



た、近頃になりて再び小口無減少方法を復活したやうであるが、併し之に依て公債の民衆化を行ふといふ大經綸が見えない。蓋し小口無減少法も、遣り方に依りては弊害を伴ふことを免れぬ、既に述べた如く、細民が此制度の精神を呑み込まず、漫に多くの申込をなして拂込に窮するやうのことないとも限らぬ、又元利の支拂をなすにも手数のかゝる不便がある、是等の弊害が少しく現はれたりとも、直に此方法を止めるが如きは、偶々公債の民衆化に餘り重きを置かぬことを反證して居る、苟も公債の民衆化といふ大精神が働いて居れば、小口無減少の少しの弊害の如きは、意とするに足らぬ筈である。又弊害あれば民衆に教へて其精神を徹底せしむる様に努めねばならぬ筈である、其策の茲に出でざるは我當局者に根本の精神たるべき公債の民衆化といふ事が徹底して居ない爲めであるといふはねばならぬ。

部分。拂は小口無減少募入の制度と並び行はれて初めて意義あるものである、小口の募入が極めて少き場合に於ては部分拂ありと雖も細民の應募を容易にし以て公債の民衆化に資するといふこと出来ぬ、小口無減少募入方法に力を入れない我公債政策は、部分拂の制を採用するも公債の民衆化を行ふ事出来ない。

公債を何時にても民衆に賣るといふ制度は我國には殆どない、賣債局の如きは固より存しない。只郵便貯金其他の預金が一定の制限額を超えたる時、預人の爲に其超過額を以て公債證券を買入れることが出来る様になつて居るから、民衆に對しては賣債の形を具へないではない、併し、これは貯金預金の爆發的要素に備へ貯金預金の支拂に窮せるが爲になすもので、公債の民衆化を目的としたものでない、公債の民衆化が行はれるとせば、それは偶然の結果に過ぎぬ、併し乍ら形にせよ郵便局が賣債の媒をなすことが行はれて居るとせば、更に一步を進めて公債の民衆化を期する爲めに郵便局を利用し民衆に公債を賣る



の方法を講ずること決して出来ない相談でない。政府は今回臨時國庫證券の發行に際して郵便局を利用することを初めた。然らば平素に於ける公債の賣買に郵便局を利用することを許さねばなるまい。我國に於ては郵便貯金は月に歳に増加し來り今や其額六億餘萬圓に達した、是れ民衆が資金を有するの反影である、若し導くに法を以てせば、郵便貯金と同じ様に公債に投資する者極めて多くなるであらう。郵便貯金は大藏省貯金部に集まり日本銀行に依て運用せられて居る、其郵便貯金の運用の中には公債に放資した額も少くない、是れ細民の貯金が化して公債證券となつたものと謂ふべきである、然らば其預金をなす細民が貯金の代りに公債を買ふに至ても同じ結果であると謂はねばならぬ。郵便局で公債を賣るにしても、賣買價格を定むるには、前にも述べた通り中央市場と連絡を保たねばならぬ、然るに我國にては公債に關する中央市場が十分に開けて居ない、取引所では公債の直取引が

行はれて居るけれど、其額は極めて少い様である、公定相場の建つ中央機關は尙少し發達せしめねばならぬ、中央取引機關が發達して日々公債の公定相場が建つて居れば、田舎の郵便局も公債を賣るに於て一定の標準相場を捉へることが出来る、併し乍ら田舎の郵便局が一々中央市場に於て公債の賣手と賣買契約を結ぶは困難であるから、全國の郵便局に代りて取引をなす公債賣買局を設けねばならぬ、或は日本銀行をして之に當らしめてもよい、兎に角是等の機關が整ひ公債が何時にても民衆に賣れる様になれば公債の民衆化は著しく歩を進めるであらう。

之を要するに我國に於ける公債の民衆化策は、未だ幼稚の域を免れぬ。其形許り存して精神の徹底せざるものがあり、容易に行ひ得るに拘らず尙實行の緒に就かぬものがある。

公債の民衆化策は不徹底たること前述の如くなるが、次に公債の民



衆化せる程度如何といふ問題を考へて見ねばならぬ、今最近の統計を見るに公債の額は左の如くである、

明治四十二年度		大正六年度	
帝國國債	二、五八二、八〇四、三三四	二、六九八、七四一、四一四	
外債	一、一六五、六七五、四四九	一、三三八、七八三、八〇九	
内債	一、四一七、一二八、八六四	一、三五九、九五七、六〇二	
地方債	一七〇、五二五、四一六	三四四、一九一、〇四三*	(大正五年度末現在)
總計	二、七五三、三二九、七二九	三、〇四二、九三二、四五四	

此中内債で外國に流出したのもあり、又外債で内地に戻て居るものもあらうが、それを考慮せずして大體よりいへば最近に於ては拾六七億圓位は我國人の有する所となつて居ると見るべきである。私人より見れば、拾六七億圓の富が公債の形になつて現はれて居る、所が此拾六七億圓が如何に社會に配分せられて居るかといふに其之を判斷する材料がない、そこで大正六年度の統計に依り日本銀行の本店並に重なる支店が公債の利子拂をなしたる額を見るに左表の如くである。

東京	三〇、八三四、六二二
大阪	八、三七三、一二二
名古屋	二、六二五、七八四
京都	一、三九一、八六七
計	四三、二二五、三九五
全國利拂總額	五二、七七三、一一七

此表で觀ると、公債利子拂の八割二分は四大都市に集中して居ること、其中でも殊に東京大阪に集中して居ることが判かる、是れ我國の公債が農民の手に在らずして、商工業者殊に資産家の手に在るの反證である、此等の事實に徴すると、我國の公債は民衆化して居らぬと推斷せねばならぬ。既に公債政策として民衆化の策が徹底して居らぬとすれば、實際の上に於て公債が民衆化して居らないのも不思議でない、否それが當り前であると謂はねばならぬ。

我國の公債は以上述ぶるが如く民衆化して居らぬ、從て社會政策の



趣旨に適て居らぬと謂はねばならぬ、其上に國債の利子には、何等の租税を課せぬ、公債の持主たる資本家を偏愛するものといふても不可ない、さらぬだに我國の公債が反社會政策的であるのに其利子に租税を課せぬ所から更に益々反社會政策的となつて居ると謂ふべきである。

## 第五 結 論

以上論ずるが如く社會政策の眼鏡を以て我國の財政を觀察するとき、理想に反すること甚しく、寧ろ反社會政策的色彩の濃厚なるを認めざるを得ない、此の如くして改むる所を知らなかつたならば、貧富懸絶は愈々甚しくなり、人心の動搖は底止する所ないであらう、其極如何なる不祥事を起すかも豫測すること出来ぬ、是が故に今日に於て國家社會を泰山の安きに置くは政府自ら進で斷々乎として社會政策を行ふより外ない、斷々乎として社會政策を行ふが爲に其經費を多くす

るは已むを得ぬ、國家社會を救ふ代價と見れば必ずしも高價でない、殊に國家の使用する官吏並に普通労働者に對しては思ひ切つたる増俸増給をなし以て彼等の抱ける不安の念を根絶せねばならぬ、物價の三倍となれる世の中に五割七割の増俸増給を策するは聊か實情を無視したる憾なきを得ない、俸給給料は少くとも二倍に増されねばならぬ、其下級の者に至ては三倍に増すの必要があると思ふ。

此の如くして社會政策的立法の經費が増加し俸給給料も二倍若くは三倍に増加せられると収入には大なる缺陷を生ずべけれど、一方に租税制度を社會政策的に組み直ほして、富豪に重税を課し他方に官業を擴張して以て収入を得る様にすれば、容易に財政難を根治することが出来やう、是れ我國が長へに安泰であり得る所以である。



## 第二編 官業の社會化

### 第一章 獨占事業官營論

本論は明治三十九年三月二十五日神戸金曜會に於て「獨占事業と財政」の題下に試みたる演説の速記である。獨占事業は須らく官營となすべしといふことを論じたるものに外ならぬ。此演説をなしたる時は恰も鐵道國有法案が議會で論議せられ世論は大體之に反對して居つた際であつたが、余は一番に進んで之に賛成した、本論文は之に論及して居る。顧みれば、鐵道は其時に於て國有主義を採ることに定まり、東京大阪京都神戸等大都の電氣鐵道は其後に於て市有市營となつた。獨占事業官營主義は段々と歩を進めて居るのである。當時を追懷すれば眞に夢の如くである。是に於て余は此追懷の記念として茲に此舊論文を收めんとするのである。論じ方に就ては多少の訂正を加へ題も改めて獨占事業官營論とした。

#### 第一 自由競争と獨占

私は今日獨占事業に就てお話したいと思ふ、處が恰も鐵道國有問題が矢釜しくなり、色々の説が行はれて居るやうであるから、先づそれを引き合ひに出して見やう。



鐵道國有に關し、社會の先覺者であり、社會の耳目であると任じて居る人々の議論を聽いて見ると、今日は自由競争の世である、鐵道も自由競争に従ふものである、鐵道に競争がなかつたならば進歩が止つて仕舞ふ、故に鐵道は國有に移さず民間で競争せしむべしと斯う言ふのである。私は此議論を聽いて少々驚いた。成程今日は自由の世である、言論も自由である、信教も自由である、經濟上の働も亦自由である、そこで競争が起る、自由競争は今日經濟上の元則である、それは如何否認せない。併しながら經濟上の事は自由競争で盡されて居る、如もなるものも自由競争を以て律することが出来る、と云ふ説に賛同することを得ないのである。英吉利が經濟學の中心であつた時は、經濟上の事は自由競争で總て解決しようとした、又其時代に於ては競争は比較的多くのものに行はれて居つたと云ふても宜い。併し時世は變じて來た、學者の説も亦大に變じて來た、今や自由競争を以て經濟學の

根本の理論として何もかも之で解決しやうとはせない様である、否此くしようとするれば、大なる間違ひに陥る虞がある。

今我々が眼を開いて經濟社會を見ると直に此自由競争が大に制限せられて居ることを知るのである、自由競争は或は法律に依て制限を受くることもあり、或は自然の状態から制限を受くることもあり、或は又社會の状態から制限せらるゝこともある、此法律上自然上社會上からして自由競争を制限する極は何處に行くか、それは自由競争が殆ど行はれない點に行くのである、此自由競争が殆ど行はれない點に至つたら、之を獨占と云ふのである、學者の定義を借ていへば自由競争を制限して、他の競争者を排斥するに十分なる統一的支配力を有する場合に之を獨占といふ、即ち生産者や販賣者や運送者等が、企業方針を統一し、其生産販賣運送を殆ど自己の考て自由になすやうな状態に至つたならば、それが獨占である、さうなると競争は行はれない、獨占者



の考て生産はどうしやう、販賣はどうしやう、運送はどうしやうと勝手に定めるのである、モット平たく言へば物を澤山拵へやうが拵ふまいが其人一人の考次第である、物を澤山に運送しやうが運送すまいが其人一人の考次第である、物を賣らうが賣るまいが其人一人の考次第である、さう云ふことになつた時分に所謂獨占が生ずるのである。尤も獨占といふには、必ずしも特定の事業の總てを自分の手に收むることを要せない、其種の事業の大部分を統一し支配する力を有するに至ればそれでよい。残りの小部分のものが多少競争し得るとしても、それは大海の一滴であつて天下の市場で争ふ力を持たぬものである、故に其種の事業の大部分を統一するものは獨占者といふことが出来る。

## 第二 獨占事業の種類

獨占力を有する事業は、之を獨占事業といふ、獨占事業には色々の

種類がある。學者は之を法律的獨占、自然的獨占、資本的獨占と分つのである。法律的獨占とは法律で特定の人に獨占權を與へ其他の人に同一の事業を営ましめぬをいふ。專賣特許の如きは其一例で、生産販賣が發明者若くは其權利の承繼者の一人の考に依て決せらるゝのである、之に反して自然的獨占事業とは法律で獨占權が與へられないて而も自然に獨占的性質を帶ぶる事業である、換言すれば自然の状態から競争を許さぬ處のものである、鐵道は其最もよき例である、假に今神戸を發して大阪に至る迄の鐵道がある、此鐵道と競争すべき鐵道を何處に敷くか、今鐵道は神戸大阪に敷いてある、少くとも之に對して他の鐵道會社が此鐵道と同一の地を經過する鐵道を敷き得るか、又は之に併行する線を敷くことが出来るか、或は少し隔て、神戸大阪を連絡することが出来るであらう、けれども一方山陽鐵道に連絡し他方京都行の鐵道に連絡する鐵道を二ツ敷くことは出来ない、假に之と併行



して鐵道を設け二條の併行線を設けて見るとする、成程競争が起らう、若し阪神間荷客多くして到底既存の一の線を以て運びきれなくなれば二條の並行線は左程損失にもならないが、さう澤山ないとすると、荷客の奪ひ合に忙しく、無茶苦茶の競争となりて、末は双方に何の利益もない事となり、どつちかの鐵道が半分遊んで居る事となる、阪神間は最も交通の繁い所だから、まだそうでもあるまいが他の交通の左程繁からざる所に就て考ふれば最もよく分る、大阪と舞鶴との間に二條の線を設けたらどうであらふ、姫路と生野の間に二條の線を設けたらどうであらう、そんな事をしたら、無用の資本を投げ棄てる事となりて、資本家が利益を得ない許りてなく、國全體からいつても非常の損失である故に政府は之を許すべきでない、そうして見れば阪神間、或は阪鶴間、或は姫路生野間を連絡する鐵道は自然の數理上から競争を許さぬものであるといひ得られる。又市街鐵道を考へても東京の新橋から

日本橋のやうな繁華な處を通つて上野に到る市街鐵道を敷かうとしても競争の鐵道を敷けませぬ、是は自然の性質上から獨占的のものであつて、他の競争を容れないものである。水道事業に付て考へて見ても同じ所を過ぐる水道を幾つも拵へる譯に行かぬ、神戸市の水道に就て云つても、何も二つ三つの會社にやらして競争させる必要はない、それだから市の事業として經營すべきものとなつて居るのであらう。

資本的獨占とは事業の性質が一般に競争を許すべきものであるにも拘はらず、事實上競争の出来ない事となつて居るものである、それは資本家が非常に多くの資本を集中して同じ種類の職業を自己の經營の下に統一した時に起る、例へば爰に砂糖業者がある、其中の一人甲が勢力があつて、乙丙と妥協して製糖に關する方針を一樣にする、販賣を統一する、或は又丁戊を買取て一緒にする、砂糖業に付ての事は自分一人の考でどうでもなる、是はトラスト、或はカルテツル、或は合



同其他種々の形に於て現はれて來るのである、亞米利加のトラストは非常に有名なもので知らないものはなからう、トラストでは總支配人となるべき人の考て總て其事業を左右する、素より之に競争するものはないのである、獨占が其處に行はれて居るのである、之を資本的獨占といふのである。

さう云ふ風に獨占事業は法律的獨占、自然的獨占、資本的獨占などに分つことが出来るが、中には自然的獨占と資本的獨占を兼ねるものがある、鐵道の如き其一例である、即ち鐵道は自然的獨占たること上述の如くなるが更に資本的獨占を加へたるものといふのがモット適切である、と云ふものは鐵道事業には非常に資本がかゝる、而して其資本は固定資本が最も多い、従て損があるとしても、他に轉ずることが出来ぬ、故に利害の關係上多くの鐵道會社は合同し又は同一步調を取り、資本的獨占を生ずるのである、例へば爰に南と北とに競争線が出

來たとする、此競争線が競争を始めたらば、殆ど底止する所を知らないのである、運賃を下げる損が行く、損が行いても鐵道は敷いて居ることだから之を他の事業に轉ずる譯にいかない、其儘にして運送を休むも矢張鐵道は修繕せねばならぬ、驛夫には給料をやらねばならぬ、休んでも損失を避ける譯に行かぬ、どうて、同じく損をするなら、愈々運賃を安くし、相手を苦め、得意を引張らうとする、此くして競争は頗る激しくなり、實に慘憺たる狀況に陥るのである——過去の歴史に徴しても、我日本に於ては大阪名古屋との間で官設鐵道線と關西鐵道線との競争があつた、競争の結果關西鐵道は乗客に辨當やハンカチ、トフをやると云ふ様な算盤に合はぬことをやつた事がある、即ち競争の爲め經濟の正義を無視して無茶苦茶の事をやつた、無茶苦茶の事をやつては經濟が取れないから末終に妥協に終らなければならぬ。是迄英吉利や亞米利加は自由と云ふことを神様の如く思つて居つたが、さ



て自由に競争さすといふと、中にはあさましき無茶苦茶の競争となるものがあり、其結果は何時も握手に終つて居る、成程官設鐵道と關西鐵道は合同にならなかつたけれど、それは官設と私設との間であるからであらう、泰西諸國や亞米利加では後に一緒になつて仕舞つた例が多いのである。日本に來遊したるハリマンは米國の或る鐵道の社長である特別仕立の汽車でなければ乗らぬといふ豪のものだが、我國でも哩數最も長いといふ日本鐵道を見て彼が主宰せる一支線にも及ばないといつて、彼は頻りに日本の鐵道事業の轉た小規模なるを笑つた、まるで日本を眼下に見下して仕舞つた、それも其筈、彼は鐵道王として多くの鐵道を一緒にし幾千哩の鐵道を全く自分の手に握つて仕舞て經濟上に君臨して居るのである、是れ鐵道は自然的獨占のもので、放任して置くとトラスト又は合同が行はれて資本的獨占となる好例ではないか、然るに我國の識者は頻りに鐵道の競争を希望して居る、試に鐵

道に競争をやらして見よ、賃金を安くしたと思へば、妥協し握手し又高くする、此く安くしたり、高くしたりしたら、世の中の人はスツバリ豫算が立たないで苦しまなければならぬのである、此の如くして一時競争が起るにしても鐵道王の獨占到終つて仕舞うのである、要之鐵道は性質上競争を許さぬものである、若し並行線が出来るか、又は二の者を連絡する二の鐵道が競争するとするも其結果は又競争を全く廢し終には獨占到陥るのである、此の理窟が何處迄も世の論者に能く解つて居らないやうに思ふ、世の論者動もすれば、鐵道は國有を待て獨占となるのである私有たる間は互に競争するものであると、斯ういふ風に論は競争であるが、鐵道は國有を待たずして獨占的のものである。鐵道ずるのすることありとするも、その歸著する所は獨占となるのである、鐵道國有問題を解決せんとせば先づ此鐵道の本質を知らねばならぬ、然るに我國の議會に於ては之を明にする者が無い、偶々佐々氏



の如き鐵道の性質を明にせねばならぬといつたものがあるが、其いふ所を聞けば、鐵道は天下の公道であるといふに過ぎぬ、獨占事業であることには考へ到らぬやうである。そこで私は我國の經濟思想は未だ幼稚でないかと疑はざるを得ないのである。

### 第三 獨占價格

次に獨占となれば、如何なる結果を生ずるかを研究せねばならぬ、獨占の結果は價格を自由に定めるといふことである、此の如き價格を獨占價格といふ。

自由競争に於ては同一の物を甲なる者が五錢で賣らうとするも乙なる者が三錢で賣らうと申出づれば、世の人は乙より買て甲より買はぬ、從て甲が自由に價を定めることは出來ぬ、處が獨占ては競争者が居ないから、五錢で賣らうと考へたならば、それをやり通すことが出来る、

乃て學者或は獨占とは價を自由に定め得る權力を有することであると定義するものもある。兎に角獨占者は價格決定權を有するのである、實にエライ權力者である。

獨占者が價格決定權を有するといふことは、其獨占者の考てスキナ處に於て其獨占權内にある事業の産物の値を定めることが出来るといふことである。米國に於て石油事業に所謂トラストが出來て、スタンダード、オイレコムパニーなるものが生れたときに、トラストの中心に座つて居つた人が勝手に石油の値段を定めた、石油を消費する者は皆之に反抗すること出來ないで、其命令のまに、高い石油を買はねばならなかつた、そこで時人、手を額に當て、世の中に斯かる事あるべしやと且つ驚き且つ嘆じたのであつた、爾來トラストは其事業の産物に就て値段を勝手に定めるものと相場が極まつた。斯様に獨占者は自分の考一つで價格を定めることが出来る、然らばどういふ點で價格



を定めるかといふ問題が起る、此問題の解決は少々コミ入つて居るが、成る可く平つたく述べて見やう。

一

第一に述べねばならないのは、獨占者が一番多くの純利益を得るやうに價を定めると云ふ事である。私がトラストの支配人であると假定せば、私は此トラストに一番利益あるやうに價を定めるは當然である。是は支配人の地位として、爾かせねばならぬ、さうしたならばどうなるか、其會社の利益になるやうに價を定めると云ふことは必ずしも一番高い値段にすると云ふことではない、例へば茲に電氣鐵道があつて賃金を定めると云ふ場合には電氣鐵道會社としては其電氣鐵道が一番利益のあるやうに定めるが、併し電車に乗るに拾圓を出せと云ふのは誰も乗り手はない、従て營業の算盤に合はない、又全く賃金を取らないで無賃にするかといふに、それでは經濟上何の利益もない、そんな

な事はせぬことになりまつて居る。それではどう云ふ處で定めるか、私は之を説明するに左の數字で出來た表を借りて來ようと思ふ。

科目	價額	個	價額	個	價額	個	價額	個	價額	個
賣上數又は運送數	四〇,〇〇〇	個	五〇,〇〇〇	個	六〇,〇〇〇	個	七〇,〇〇〇	個	八〇,〇〇〇	個
總 收 入	四〇,〇〇〇	圓	四八,〇〇〇	圓	四六,〇〇〇	圓	四九,〇〇〇	圓	四八,〇〇〇	圓
一個につき變動的費用	二錢		二錢		二錢		二錢		二錢	
總 變 動的 費用	八,〇〇〇	圓	一〇,〇〇〇	圓	一三,〇〇〇	圓	一四,〇〇〇	圓	一六,〇〇〇	圓
確 定 的 費用	三〇,〇〇〇	圓	三〇,〇〇〇	圓	三〇,〇〇〇	圓	三〇,〇〇〇	圓	三〇,〇〇〇	圓
總 費 用	三八,〇〇〇	圓	四〇,〇〇〇	圓	四三,〇〇〇	圓	四四,〇〇〇	圓	四六,〇〇〇	圓
純 收 入	二,〇〇〇	圓	八,〇〇〇	圓	一三,〇〇〇	圓	九,〇〇〇	圓	二,〇〇〇	圓

蓋し此世の中にありて皆人はあれが欲しい、是が欲しいと、物を見て



は欲しがらる、それは所謂欲望である、併し欲望丈ではまだ物を買ひ、物を消費し得る事出来ぬ、更に資力がなくてはならぬ、此欲望に資力を加へたるものは所謂需要である、乃て物が高くなれば需要は少い、即ち買手は少い、物が安くなるに従て、買手が多くなる、それは争ふ事の出来ない、眞理である。今前の例をとりて電氣鐵道が乗車賃を定むる場合を想像せんに、十錢とすれば乗り人は四十萬人、九錢にすれば五十萬人、八錢にすれば六十萬人となり、乗車賃を減ずるに従て資力の少い者迄も多く電車を利用することが出来、乗車人が次第に増加し終に四錢とすれば百萬人の客を得るとする。是を生産物としたなら例へばコップの生産が私の獨占に歸して居るとせんに私は之を幾錢にても賣ることが出来る、今假にコップ一個を十錢九錢八錢七錢六錢五錢四錢と價を定めたとして見やう、さうすると此コップを一個十錢にしたなら四十萬個、九錢にしたなら五十萬個、八錢にしたなら六十萬

個、四錢にしたなら百萬個、賣れるとする。

此の如く値段に對して賣れ行きの變動するものと見て、儲収入がどの位あるかと考へると、十錢で四萬圓、九錢で四萬五千圓、四錢で四萬圓の收入を得る事となる、併し之れは總收入である。純益は元を引き去て見ねばならぬ、總収入が多くても純収入が少ければダメである、乃て收入から生産費を引去て、算用上一番多かつた處のものをとりて其價を定めるのである。

そこで先づ生産費を考へねばならぬ、生産費の中には變動のもの、と確定的のもの、と二つある、例へばコップならコップを拵へるとして、一個を拵へる毎に原料品は必らず要る、故に多數を拵へるに従て原料品の生産費は次第に増す、此の如く生産の數によりて其費用の總額の變動するものを變動的生産費といふ。今コップ製造に就き、原料品其他の變動的生産費を調べるに、假りに一個に就き二錢宛かゝるとする、



そうすると十錢に賣る場合は四十萬個だから八千圓、九錢になると一萬圓以下表の如くなるとする。然るに茲に又幾ら澤山拵へても少く拵へても生産費は異ならざるものがある、例へば其會社が金を借りて債務を有て居る、それに對する利子は生産の數が多くても少くても同じである、又た生産する場合労働者の監督者に給料を拂ふことは生産の數如何に關せず同じである、或は器械の損料も四十萬拵へても五十萬拵へてもたんと異ならない、此の如き生産費を確定的生産費といふ。其確定的生産費を假に二萬圓とし、四十萬個拵へても五十萬個拵へても、百萬個でも二萬圓要ると假定して總生産費の計算を立て、見ると、十錢に賣る場合は四十萬個賣れるから總ての生産費は二萬八千圓、九錢にしたならば五十萬個であるから三萬圓、順次八錢七錢六錢五錢四錢にするに従て生産の數を多くし、三萬二千圓、三萬四千圓、三萬六千圓、三萬八千圓、四萬圓となるとする。さうして總收入から總生産

費を引いて見ると純利益が分る、十錢で賣れば、一萬二千圓を利益し、九錢で賣れば一萬五千圓、八錢では一萬六千圓、以下表の如く純利益を得る、斯う云ふ風に計算が立つとして、何處が一番利益があるかと云へば八錢の所である、即ち八錢に賣つたならば其他の價で賣るよりも獨占者に一番多くの利益を生ずる、故に獨占者は八錢といふ點で價を定める、従て十錢と云ふ高い直段に定めない、十錢に定むれば却て賣高が少なくて損になるからである、之れでも獨占者が法外に直段を高くすることはないといふ事が分る。

併し八錢といふ直段は決して安いといふ事出来ぬ、今若しコップの生産に自由競争が行はれるとすると、或る製造人が十錢にすると外の人も仲間入をしやうとして這入て来る、物が澤山出来る、十錢より安く賣りても生産費を償て餘りありとすれば安く賣る、即ち競争となりて安くなる、四錢の處に來ると差引利益がないから、皆人はコップよ



りモット利益の多くある方面に向ふ事となり、直段は五錢の邊で持て居る、五錢は競争によりて定まる價といつて宜しい。然るに獨占事業にては競争がないから八錢に定めて仕舞う、そこで獨占到依る直段は競争に依る直段よりも高い事が分る。

## 二

此獨占價格の理論よりして獨占者が暴利を貧り社會一般消費者の利益を無視し、社會の進歩に依り富の發達に依て生ずる利益を獨り利するといふことが出て來るのである、例へば競争ありて一個五錢に賣ると假定せんに九十萬個拵へて七千圓を利益すること出來る、處が獨占となつて六十萬個拵へ、跡三十萬個拵へないと八錢に賣れて一萬六千圓の利益が取れる、故に九十萬個拵へ得るに拘らず殊更に六十萬個しか拵へぬやうになる、又た既に生産せられて居れば其の餘れる三十萬個は殊更打壞はし又外國に殊更投賣りをして八錢に賣るのである、亞

米利加のトラストの盛んな處では偶々出來たものを皆打壞はして仕舞ふことがあると聞く、斯の如き事をするも皆獨占者の自由である。然るに消費者の方から見れば、非常に損をなして居る、九十萬個あれば多數の人が消費をなし欲望を満たし得るに六十萬個しか消費し得ぬ事となる、是一の損である、又其價としては五錢拂ふてよきものを八錢も拂はねばならぬのであるから、それを買へば他の物を買ふ餘裕を少くするに至る。

是れ亦一の損である。此の如く消費者皆損して獨占者獨り益することになる、尙ほ一步進んで考へて見ると、世の中の富の程度が進んで來ると獨占者の利益は大に増すのである。例へば前の例で、富の程度が進んで、八錢で八十萬個九十萬個百萬個でも賣れるやうになるから、非常に利益になる、富の程度が進まないでも消費の習慣が出來ると獨占者は又大に利するのである。例へばコップならコップの直段が非常



に安かつた爲に、社會の總ての人が利用し消費するやうになり、習ひ性となるから一錢二錢高くなつた處でそれを廢する譯に行かぬ、其高くなつた直段で買はなければならぬ、從て八錢にしても九十萬個位賣れることになつて來る、或は電鐵で考へて見ても例へば三錢均一となると勞働者は非常に此電車の便利を知て居るから、今度四錢に上げた處で矢張それに乗らない譯に行かぬ、さうなると獨占者は高い處に直段を定めて愈々其利益を多くするやうになる。

又富の進歩、消費の習慣でなくとも、只人口が増すによりて獨占者は愈々利益を増す事ともなる、電氣鐵道にしても例へば神戸市に人口が多くなれば多くなる程澤山の乗手が出來る、而して獨占者は自分の思ふ儘に乗車賃を定めるから獨占者は人口増加から生じた結果を自分一人て利益をすることとなる、斯様に立至ると經濟上許すべからざる結果を生ずるのである。今東京の電氣鐵道の例を取て云へば勞働者は

自分の通ふ工場が市街の中央に在るので、電車賃三錢往復六錢の割で一ヶ月一圓八十錢の電車賃を豫算して場末に住家を求めるとする、處が電氣鐵道が俄に電車賃を五錢に上げるとする、さうなつても勞働者は矢張拂はなければならぬ、一圓八十錢の豫算であつたのに、三圓となつた。而してそれは誰が利益をするかと云へば電氣鐵道會社だけである、是れ東京電鐵乗車賃値上げに際し二百萬の東京市民が安閑として見て居ることの出來ない譯で、市會に於ても矢釜しき論が起り、勞働者は電鐵會社に對し反抗を試み終に第二の騒動事件を現出せん形勢を示した所以である、電鐵で東京市民は此の如く利害關係を感じて騒いで居るのに、之より尙ほモット酷い鐵道問題に關し、平然として之を迎へ、中には私立鐵道會社の利益を保護し社會一般の不利を何とも思はぬ様の論を吐くものがあるのである、曰く鐵道事業の統一は結構であるが、何も政府で統一するに及ばない、民有の統一で宜いと、嗚



呼是れ社會の血を吸ふ大蛇を養ふ論ではないか、民有の統一は獨占である、少數の資本家の考て比較的高い直段を定め、社會一般の人は之に服従して行かねばならぬ、加之時世が進歩して旅客荷物が多くなつて來ると、其利益は此等統一せる私設會社即ち獨占者たる民有の會社が之を得るのである。

要之、獨占者が直段を定むるのは自分に最も多くの純収入を得る點である、それ故に無茶に高いとは限らぬが、競争によりて定まる價格よりズット高い、又獨占者は一般の富が増加し、人口が次第に殖え、所謂社會の進歩といふものがあるに伴て益々利益を大にするものである、又人民消費の習慣が大なれば大なる程其貨物を生産販賣運送する獨占者は益々利益を多くするものである、中には安くして消費の習慣を養ひ、其習慣となり廢すべからざるに及て高價とし利益を多く貪ることが出来る。

## 三

獨占者は以上述ぶるが如く獨占價格を定むるものであるが、尙ほ進んで所謂差別的價を定めることも出来る、例へば一の品物を甲に賣る時分は八錢とし、乙に賣る時は九錢とする、鐵道の賃金でいへば一等二等三等を定め、一等二等の賃金は三等の賃金の二倍又は三倍とする、何も費用がそれ丈多く掛かゝるのではない、只客車が少し違ふ位である、併しそれは乗る人の資力に應じてかけるのであるから決して不當として咎める譯には行かぬ、最も許すべからざるものは特別なる人に對して特別なる恩惠を施すことである、例へば鐵道の運賃は政府の認可を得て定める、運賃表は一定して居る、其通りに何人に對しても同様に運送するとしてあるが、内面ではドンナ事でも出来る、今一の荷物に就き一哩一噸を十錢と定めて居ても特別な人に對して運賃を安くする、裏面では五錢でも二錢にても出来る、そうすると十錢で取扱は



れるものは競争で敗れて仕舞ふ、亞米利加の鐵道は頻りに斯云ふことをやつて居る、之に對して亞米利加人は泣いて居る、大統領は之に干渉しようとするけれどどうすることも出来ない、若し之を日本の例に求むると九州鐵道會社を引合に出さねばならぬ、此會社の株は百二十萬株程ある、其内の七十萬株は或る有力なる富豪の專有に歸して居る、そうなると此富豪は株主總會を左右するの力を有して居る、故に自分の考で九州鐵道の經營をすることが出来る、其運賃を定めるも富豪の考一ツでどうでもなる、政治の権力は握つて居らないけれども九州の交通止の権力を握つて居ると、いひ得られるのである、爰に此人が九州に炭山を有て居るとして其石炭を門司へ運ぶのに當り普通の運賃は十錢であつても、富豪の有つて居る炭山から運ぶ運賃は三錢二錢一錢にてもすることも出来る、そうなると九州に炭鑛を持つて居る他の人は此運賃の上から其富豪の炭鑛に競争することが出来なくなり、終に富

豪の買収に歸して仕舞つて此外の者が炭山事業を九州でやることは出来ないやうになるであらう、これは只採炭事業に就ていつたのだが、他の事業も等しく論ずることが出来る。さうなつたならば所謂經濟上の正義は何處にあるか分らなくなるのである、世には刑法と云ふものがあり、人を殺すときは相當の制裁を附す、併しながら經濟上の権力を振ひ偏頗の處置をして、故なく多くの人の經濟上の生命を殞して仕舞ふても何等の制裁もない、經濟上で千萬人を殺した人はエライ人として尊敬を拂はれる、經濟上の正義といふものは斯云ふものであるか鐵道國有に反對する論者は鐵道を私有にして置て、斯ういふ結果に立至るのを望むのであるか、嗚呼これ何たることであるか、私は之を思ふと、恐ろしくて肌粟を生ずるのである、東京電氣鐵道大阪の電氣鐵道、神戸の電氣鐵道にしても實に恐るべき結果を來して居ると思ふ、乃て此獨占事業に對しては如何なる政策を施すべきか私は次に進て此



問題を研究せねばならぬ。

#### 第四 獨占に對する政策

##### 一

此問題を研究するに先て知らねばならぬことがある、先づ此世は個人本位の世である、處が個人の自由に放任すると世の中の調和が取れない、即ち國家社會全般の利益を害するものが出て来るからである、併し如何に個人の自由が許されても、如何に個人の權利が認められても國家社會の利益を害する者を許すべきでない、多くの學者は今日は社會本位になつて來たといふやうになつた、法律で個人の權利は許されてあるが夫ばかりではいけない、どうしても社會本位として社會全般の利益を第一に考へなければならぬ、乃て此間に一般の迷想を破つたものは社會主義である、私は社會主義は何處までも賛成しない、何

となれば社會主義は今日の國家組織を根本的に打破せんとするものであるからである、併し社會主義者が少數資本家の横暴を憤り多數勞働者の地位をよくしやうといふ心根は捨つべきでない、即ち社會全體の福利を考へなければならぬ、社會本位でなくてはならぬ、と云ふ思想は立派なものである、多くの具眼者は社會本位を承認して來だした、經濟學者は社會政策を唱へ出した、社會政策は社會主義の如く現今の國家を打破せんとはせないが、只貧富懸隔より生ずる種々の病を療し、社會の弱者たる勞働者を保護し以て社會全般の福利を増進しようとするものである、全く社會本位の標本である、而して此政策は各國にドンドン行はるゝに至つたのである。

##### 二

然らば此獨占事業に對して、如何なる政策をとるか、見よ獨占事業家は社會一般の人を無視し 社會進歩による利益を獨り自家の懷に收



めんとして居る、五錢の價を八錢としやうとして居る、是は社會全体を無視したやり方である、乃て學者は如何にもして獨占者の横暴を抑へようと苦心して居るのである、是れ社會全般の福利を希望する至誠に出づるのである、此見地より我々は鐵道の國有を賛成せねばならぬ、鐵道國有に反對する論者は此總ての幸福を希望するといふ福音を解しないと思ふのである、今獨占事業に對する種々の政策を述べて國有が最も有效である事を明にしよう。

第一に考へられるのは獨占事業は個人に許して政府が監督をするといふ事である、最も慥に一の政策である、鐵道に關しても國有にせず、私有にして政府が監督すればよい、政府が監督すれば出来る、それが出来なければ政府の無能であると論ずる者がある、併し獨占事業を監督しやうと思へば、賄賂が行はれる、政治行政を腐敗せしむる、米國のトラスト及び鐵道で、賄賂が毎年の經常費として莫大の額となりて

居るのを見ても分る、假に賄賂が行はれないとしても、實際の監督はよく出来ない。

第二の政策として考へられるのは獨占事業に課税するか、又は報償として獨占者の利益の一部分を取るといふ事である、蓋し獨占者は社會の進歩に依て得る利益を獨りて占めるから、其利益の一部を取て社會全般の利益の爲にする費用を辨ずるは實に正々堂々たるやり方で正當なる理由を有して居るのである、鶴原さん時代に大阪で瓦斯報償問題として矢釜しかつたのは此政策を探りたものである、是は善いか悪いかといふに、固より悪いとは言へない一時の政策としてはよいが根本的に獨占による不正義を矯正する政策としては十分でない、獨占事業に對して年々一定額の課税又は報償金を徴するとも、人民は之が爲に直接に何等の利益も被らぬ、なぜといふに獨占者の定める直段は少しも變りない、蓋し一定額の課税又は報償金は獨占者にとりては確定